

第 25 回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種 別	予 算	条 例	その他	計
件 数	22	17	6	45

(2) 議案の名称

< 予算 >

(令和3年度予算)

- 議案第 2 号 令和3年度尼崎市一般会計予算
- 議案第 3 号 令和3年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費予算
- 議案第 4 号 令和3年度尼崎市特別会計地方卸売市場事業費予算
- 議案第 5 号 令和3年度尼崎市特別会計育英事業費予算
- 議案第 6 号 令和3年度尼崎市特別会計公共用地先行取得事業費予算
- 議案第 7 号 令和3年度尼崎市特別会計公害病認定患者救済事業費予算
- 議案第 8 号 令和3年度尼崎市特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算
- 議案第 9 号 令和3年度尼崎市特別会計青少年健全育成事業費予算
- 議案第10号 令和3年度尼崎市特別会計介護保険事業費予算
- 議案第11号 令和3年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費予算
- 議案第12号 令和3年度尼崎市水道事業会計予算
- 議案第13号 令和3年度尼崎市工業用水道事業会計予算
- 議案第14号 令和3年度尼崎市下水道事業会計予算
- 議案第15号 令和3年度尼崎市モーターボート競走事業会計予算

(令和2年度補正予算)

- 議案第16号 令和2年度尼崎市一般会計補正予算 (第15号)
- 議案第17号 令和2年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算 (第3号)
- 議案第18号 令和2年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算 (第1号)
- 議案第19号 令和2年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算 (第2号)
- 議案第20号 令和2年度尼崎市水道事業会計補正予算 (第1号)

- 議案第 2 1 号 令和 2 年度尼崎市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 2 2 号 令和 2 年度尼崎市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 2 3 号 令和 2 年度尼崎市モーターボート競走事業会計補正予算（第 2 号）
- < 条例 >
- 議案第 2 4 号 尼崎市市税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 2 5 号 尼崎市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 6 号 尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 7 号 尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する
条例について
- 議案第 2 8 号 尼崎市学校給食費調整基金条例について
- 議案第 2 9 号 尼崎市立学校給食センター条例について
- 議案第 3 0 号 尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 1 号 尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につい
て
- 議案第 3 2 号 尼崎市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 3 号 尼崎市食品衛生に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 4 号 尼崎市浴場業に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 5 号 尼崎市子どもの育ち支援条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 6 号 尼崎市 S D G s 地域活性化基金条例について
- 議案第 3 7 号 尼崎市一般廃棄物処理施設整備運営事業者等選定委員会条例につい
て
- 議案第 3 8 号 尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 9 号 尼崎市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条
例について
- 議案第 4 0 号 尼崎市自転車等の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例に
ついて
- < その他 >
- 議案第 4 1 号 丹波少年自然の家事務組合からの脱退について
- 議案第 4 2 号 工事請負契約について（地域総合センター上ノ島新築工事）
- 議案第 4 3 号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第 4 4 号 権利の放棄について（災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証
人に対して有する権利）
- 議案第 4 5 号 市道路線の認定について
- 議案第 4 6 号 工事請負契約の変更について（港橋耐震補強（その 2）工事）

2 その他の報告

(1) 議会の指定に基づく専決処分

- ・ 和解及び損害賠償の額の決定

交通事故	1件	206,400円
------	----	----------

その他の事故	1件	390,366円
--------	----	----------

3 追加提出予定案件

<人事>

- ・ 尼崎市教育委員会委員の任命
- ・ 尼崎市監査委員の選任
- ・ 人権擁護委員の候補者の推薦

第25回尼崎市議会定例会

議案説明資料

<令和3年2月定例会>

種 別	予 算	番 号	議案第2号～第15号	所 管	—
件 名	令和3年度 当初予算				
内 容					
(単位：千円)					
	区 分		当初予算額		前年度比
一	般 会 計		208,870,000		99.6%
特	別 会 計		101,094,589		100.1%
	国民健康保険事業費		47,434,858		97.4%
	地方卸売市場事業費		333,407		94.9%
	育英事業費		8,428		100.3%
	公共用地先行取得事業費		200,439		16.2%
	公害病認定患者救済事業費		21,818		96.0%
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		30,300		107.9%
	青少年健全育成事業費		8,804		97.7%
	介護保険事業費		46,482,576		105.1%
	後期高齢者医療事業費		6,573,959		102.3%
企	業 会 計		92,217,107		106.9%
	水道事業		12,482,355		88.7%
	工業用水道事業		2,325,083		46.0%
	下水道事業		20,538,600		98.4%
	モーターボート競走事業		56,871,069		123.0%
	合 計		402,181,696		101.3%

<令和3年2月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第16号～第23号	所 管	—
件 名	令和2年度 補正予算				
内 容					
(単位：千円)					
区 分			補正予算額		
一	般	会	計 (第15号)	△268,269	
特	別	会	計	995,163	
			国民健康保険事業費 (第3号)	519,168	
			介護保険事業費 (第1号)	431,716	
			後期高齢者医療事業費 (第2号)	44,279	
企	業	会	計	1,452,550	
			水道事業 (第1号)	△245,904	
			工業用水道事業 (第1号)	△398,597	
			下水道事業 (第1号)	794,818	
			モーターボート競走事業 (第2号)	1,302,233	

令和2年度 2月補正の概要

○ 一般会計補正予算（補正15号）

（補正予算の内容）

新型コロナウイルス感染症の影響等により、歳入においては、市税収入が3.0億円、使用料が3.3億円の減、歳出においては、医療扶助費の減等により、生活保護扶助費が5.2億円の減となり、そのほか感染拡大の状況等により実施できなかった事業等の執行差金や、これまで新型コロナウイルス対策経費の財源としてきた財政調整基金繰入金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金との財源振替など、歳入・歳出全般を決算見込みに基づき整理を行った結果、現在措置している財源対策の圧縮には至らなかった。

また、モーターボート競走事業会計における利益剰余金の処分として、収益事業収入を20億円増額し、全額財政調整基金へ積み立てる。

（歳入の主なもの）

①	市税の減	△ 3.0 億円
②	使用料の減	△ 3.3 億円
③	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増	42.4 億円
④	不動産売払収入の増	3.3 億円
⑤	財政調整基金繰入金の減	△ 48.8 億円
⑥	収益事業収入の増	20.3 億円
⑦	減収補てん債の増	9.5 億円

（歳出の主なもの）

①	財政調整基金積立金の増	20.0 億円
②	減債基金積立金の増	13.7 億円
③	生活保護扶助費の減	△ 5.2 億円
④	障害者（児）自立支援事業費の増	4.1 億円
⑤	税外収入還付金の増	4.1 億円
⑥	教育 I C T 環境整備推進事業費の減	△ 4.0 億円
⑦	投資的経費、経常経費の執行差金、契約差金、不用見込みとなる経費の減額補正	

1 補正予算の規模

（単位：千円）

現在予算額	補正予算額	補正後予算額
266,426,192	△ 268,269	266,157,923

2 歳入歳出補正予算額

（単位：千円）

歳 入		歳 出	
款	補正予算額	款	補正予算額
市税	△ 300,000	議会費	△ 6,812
地方交付税	98,400	総務費	3,450,358
分担金及び負担金	△ 94,404	民生費	△ 1,699,490
使用料及び手数料	△ 330,467	衛生費	131,175
国庫支出金	3,688,860	労働費	△ 2,298
県支出金	△ 304,612	農水費	△ 1,316
財産収入	331,254	商工費	△ 289,999
寄付金	128,814	土木費	△ 832,994
繰入金	△ 4,999,578	消防費	△ 40,527
繰越金	49,307	教育費	△ 753,141
諸収入	1,413,221	公債費	△ 223,225
市債	50,936		
合 計	△ 268,269	合 計	△ 268,269

3 主な事業（1億円以上の増減のあるもの）

（単位：千円）

No.	事 項	補 正 額
1	財政調整基金積立金	2,000,000
2	減債基金積立金	1,369,334
3	障害者（児）自立支援事業費	413,409
4	税外収入還付金	405,000
5	人件費（職員給与費等）	396,479
6	施設型給付費（民生費）	213,154
7	尼崎健康医療財団補助金	199,335
8	障害児通所支援等給付費	146,562
9	障害者（児）移動支援事業費	△ 105,636
10	公共施設整備保全基金積立金	△ 122,797
11	施設維持管理事業費（小・中・高・幼・特支）	△ 125,058
12	特別定額給付金関係事業費	△ 141,356
13	保育の量確保事業費	△ 144,500
14	国民健康保険事業費会計繰出金	△ 158,828
15	生涯学習プラザ等整備事業費	△ 173,671
16	公害病補償事業費	△ 181,867
17	保育環境改善事業費	△ 185,911
18	市債利子	△ 197,676
19	公園整備事業費	△ 208,155
20	乳幼児等医療費助成事業費	△ 210,228
21	子育て支援施設等利用給付費（民生費）	△ 213,154
22	地域介護・福祉空間整備等事業費	△ 228,922
23	テナント事業者向け緊急つなぎ資金貸付金関係事業費	△ 236,755
24	特別養護老人ホーム等整備事業費	△ 244,800
25	市営住宅建替等事業費	△ 272,908
26	教育ICT環境整備推進事業費	△ 400,960
27	生活保護扶助費	△ 524,981

4 繰越明許費の補正

(追加)

(単位：千円)

No.	事業名	補正額
1	集会施設関係事業	31,186
2	生涯学習プラザ等整備事業	38,953
3	戸籍住民基本台帳事務等関係事業	8,197
4	社会福祉施設等施設整備費補助金	80,730
5	生産活動活性化支援事業	24,000
6	地域総合センター整備事業	54,300
7	保育の量確保事業	364,048
8	施設維持管理事業(保健所)	29,849
9	雇用調整助成金等申請サポート給付金関係事業	30,150
10	城内まちづくり整備事業	6,000
11	街路灯維持管理事業	5,637
12	庄下川都市基盤河川改修事業	74,220
13	抽水場整備事業	263,800
14	尼崎城址公園整備事業	31,868
15	公園維持管理事業	10,391
16	有料公園施設整備事業	47,676
17	園田豊中線等道路整備事業	25,000
18	市営住宅建替等事業	146,308
19	消防活動事業	12,208
20	各種施設整備事業(小学校)	6,020
21	施設整備事業(資料館)	2,413
22	地区体育館等整備事業	4,422

(変更)

(単位：千円)

No.	事業名	補正額	
1	道路橋りょう維持管理事業	(補正前)	6,308
		(補正額)	77,100
		(補正後)	83,408
2	道路橋りょう新設改良事業	(補正前)	11,257
		(補正額)	217,048
		(補正後)	228,305
3	各種施設整備事業(中学校)	(補正前)	434,183
		(補正額)	23,172
		(補正後)	457,355

5 債務負担行為の補正

(追加)

(単位：千円)

事項	期間	限度額
臨海西部地区道路整備事業	令和3年度	73,000
臨海西部地区公園整備事業	令和3年度	80,000

6 市債の補正

(追加)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
減収補てん債	950,000	普通貸借 又は証券 発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含め30年以内に半年賦元金均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上げ償還を行い、償還年限を短縮し、又は利率を高めずに借換えをすることができるものとし、借入れ先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
生涯学習プラザ等整備事業費	限度額 1,164,000	限度額 1,243,700
地域総合センター整備事業費	限度額 325,000	限度額 327,600
障害者福祉施設整備事業費	限度額 20,300	限度額 21,500
青少年施設整備事業費	限度額 141,200	限度額 155,300
公園整備事業費	限度額 94,600	限度額 106,400
都市排水施設整備事業費	限度額 332,600	限度額 365,700
消防施設整備事業費	限度額 1,147,200	限度額 1,180,800
社会教育施設整備事業費	限度額 73,900	限度額 85,100

○ 特別会計補正予算(3会計)

995,163 千円

1 国民健康保険事業費(補正3号)

519,168 千円

(単位：千円)

No.	事項	補正額
1	国民健康保険事業基金積立金	383,839
2	一般被保険者償還金及び還付加算金	148,987
3	一般管理費	△ 13,229
4	収納率向上特別対策費	△ 429

2 介護保険事業費(補正1号)

431,716 千円

(単位：千円)

No.	事項	補正額
1	介護サービス等給付費	574,533
2	高齢介護サービス費	141,194
3	第1号被保険者還付金及び還付加算金	75,867
4	介護予防・日常生活支援総合事業費	△ 257,165
5	介護認定費	△ 56,231
6	一般管理費	△ 40,626
7	包括的支援等事業費	△ 5,470
8	介護給付費準備基金積立金	△ 386

3 後期高齢者医療事業費(補正2号)

44,279 千円

(単位：千円)

No.	事項	補正額
1	保険料等負担金	71,275
2	保険基盤安定拠出金	△ 26,996

○ 企業会計補正予算（4会計）

1,452,550 千円

1 水道事業会計（補正1号）

△ 245,904 千円

(単位：千円)

No.	事業名	補正額
1	物件費その他	△ 158,787
2	建設改良費	△ 87,117

2 工業用水道事業会計（補正1号）

△ 398,597 千円

(単位：千円)

No.	事業名	補正額
1	建設改良費	△ 396,663
2	物件費その他	△ 1,934

3 下水道事業会計（補正1号）

794,818 千円

(単位：千円)

No.	事業名	補正額
1	建設改良費	782,938
2	職員給与費	19,183
3	物件費その他	△ 7,303

4 モーターボート競走事業会計（補正2号）

1,302,233 千円

(単位：千円)

No.	事業名	補正額
1	利益剰余金繰出金	2,000,000
2	物件費その他	△ 401,844
3	建設改良費	△ 290,334
4	職員給与費	△ 5,589

<令和3年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第24号	所 管	行政管理課
件 名	尼崎市市税条例等の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>市民サービスの一層の向上などを図るため、手続の簡素化や事務の効率化を目的として、押印に係る規定がある次の条例について、押印の廃止を行うための所要の整備を行うもの。</p>				
2	<p>改正内容</p> <p>(1) 尼崎市市税条例の改正 固定資産税納税通知書の交付を受けた者が、当該通知に不服がある場合に提出する審査申出書における押印を廃止する。</p> <p>(2) 尼崎市職員のサービスの宣誓に関する条例の改正 尼崎市職員のサービスに係る宣誓書において、第1号様式、第2号様式及び第3号様式から押印欄を除く。</p> <p>(3) 尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例の改正 住民基本台帳カードを使用した証明書自動交付サービスに係る利用登録申請を代理で行う場合に、当該申請が本人の意思に基づいて行われていることを証明するための様式における押印を廃止する。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				

尼崎市市税条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>（個人番号を有しない個人等に係る申告等の手続の特例）</p> <p>第5条の3 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を有しない個人及び法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を有しない法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。第2章第1節、第57条第3項及び第3章第2節を除き、以下同じ。）は、この条例等の規定に基づく申告、申請、届出その他の市長に対してする通知に係る書面でこの条例等の規定により個人番号又は法人番号を記載することとされているものについては、当該規定にかかわらず、個人番号及び法人番号を記載することを要しない。</p> <p>（審査の申出）</p> <p>第57条</p> <p><u>（削る）</u></p> <p>4・5 略</p>	<p>（個人番号を有しない個人等に係る申告等の手続の特例）</p> <p>第5条の3 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を有しない個人及び法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を有しない法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。第2章第1節、第57条第3項及び<u>第4項並びに</u>第3章第2節を除き、以下同じ。）は、この条例等の規定に基づく申告、申請、届出その他の市長に対してする通知に係る書面でこの条例等の規定により個人番号又は法人番号を記載することとされているものについては、当該規定にかかわらず、個人番号及び法人番号を記載することを要しない。</p> <p>（審査の申出）</p> <p>第57条</p> <p><u>4 審査申出書には、法第432条第1項の規定により審査の申出をする者（法人等であるときはその代表者又は管理人、総代を互選したときは当該総代、代理人によって審査の申出をするときは当該代理人）が押印しなければならない。</u></p> <p>5・6 略</p>

尼崎市職員のサービスの宣誓に関する条例（第2条関係）

改正後	現 行
<p>第1号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>第1号様式 (消防職員及び学校の校長、教員以外の職員)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">氏名</p> </div>	<p>第1号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>第1号様式 (消防職員及び学校の校長、教員以外の職員)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">氏名 印</p> </div>
<p>第2号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>第2号様式 (消防職員)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">氏名</p> </div>	<p>第2号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>第2号様式 (消防職員)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">氏名 印</p> </div>
<p>第3号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>第3号様式 (学校の校長及び教員)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">職</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> </div>	<p>第3号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>第3号様式 (学校の校長及び教員)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><u>昭和</u> 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">職</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p> </div>

尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例（第3条関係）

改正後	現 行
<p>(利用申請の意思の確認)</p> <p>第4条</p> <p>2 前項の規定による照会（以下「本人確認照会」という。）を受けた者は、自己が当該本人確認照会に係る利用申請を行った者であるときは、同項の規定により付された期限（以下「回答期限」という。）までに、当該本人確認照会に対する回答として必要な事項が記載された文書（以下「回答書」という。）を持参して市長に提出するとともに、当該回答書を作成した者が本人であることの確認を行うために必要な書類等で規則で定めるもの及び申請対象住基カードを市長に提示しなければならない。</p>	<p>(利用申請の意思の確認)</p> <p>第4条</p> <p>2 前項の規定による照会（以下「本人確認照会」という。）を受けた者は、自己が当該本人確認照会に係る利用申請を行った者であるときは、同項の規定により付された期限（以下「回答期限」という。）までに、当該本人確認照会に対する回答として必要な事項が記載され、かつ、<u>自己の印鑑が押印された</u>文書（以下「回答書」という。）を持参して市長に提出するとともに、当該回答書を作成した者が本人であることの確認を行うために必要な書類等で規則で定めるもの及び申請対象住基カードを市長に提示しなければならない。</p>

<令和3年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第25号	所 管	市民課									
件 名	尼崎市手数料条例の一部を改正する条例について													
内 容														
1	<p>改正理由</p> <p>来庁者の分散化による窓口の混雑解消と市民の利便性の向上を図るため、マイナンバーカード等の活用により業務時間外でも住民票の写し等の各種証明書の交付が可能となるコンビニ交付サービス（以下「コンビニ交付」という。）を実施しており、コンビニ交付の利用誘導策として、平成28年1月20日から令和3年3月31日までの間、各種証明書の交付手数料の減額措置（100円減額）を講じている。</p> <p>こうした中で、令和3年度以降も、引き続きマイナンバーカードの取得促進とともに、来庁が不要で新型コロナウイルス感染拡大の防止にも効果的なコンビニ交付利用への誘導を図るため、現行の手数料の減額措置を継続するための所要の整備を行うもの。</p> <p>【参考：現行の手数料の減額措置の内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンビニ交付により取得できる証明書</th> <th>通常の手数料</th> <th>減額措置後の手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍附票の写し、現年度の市民税・県民税課税額証明書</td> <td>300円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書</td> <td>450円</td> <td>350円</td> </tr> </tbody> </table>					コンビニ交付により取得できる証明書	通常の手数料	減額措置後の手数料	住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍附票の写し、現年度の市民税・県民税課税額証明書	300円	200円	戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書	450円	350円
コンビニ交付により取得できる証明書	通常の手数料	減額措置後の手数料												
住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍附票の写し、現年度の市民税・県民税課税額証明書	300円	200円												
戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書	450円	350円												
2	<p>改正内容</p> <p>(1) 付則第3項の各種証明書の交付手数料の減額措置の期間について、「平成28年1月20日から令和3年3月31日までの間に限り」を「当分の間」に改める。</p> <p>(2) 付則第3項のコンビニ交付の利用の際に使用する「その他規則で定める物件」については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行され、対象となる物件が明確となっているため、「個人番号カード」に改める。</p>													
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>													

尼崎市手数料条例

改正後	現 行
<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(38) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(以下「<u>個人番号カード</u>」<u>という。</u>)の再交付 1枚 800円</p> <p>付 則</p> <p>(手数料の額の特例)</p> <p>3 <u>当分の間、個人番号カード又は住民基本台帳カード</u>(尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成27年尼崎市条例第27号)第5条第1項の規定により利用情報が記載されているものに限る。)及び同条例第2条に規定する多機能端末機を使用して同条各号のいずれかに掲げる書類の交付を請求する者に対してその交付を行う場合における第2条第1号の2、第2号、第10号及び第17号から第19号までの規定の適用については、同条第1号の2、第2号及び第17号から第19号までの規定中「300円」とあるのは「200円」と、同条第10号中「450円」とあるのは「350円」とする。</p>	<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次の<u>各号に掲げる</u>とおりとする。</p> <p>(38) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付 1枚 800円</p> <p>付 則</p> <p>(手数料の額の特例)</p> <p>3 <u>平成28年1月20日から令和3年3月31日までの間に限り、住民基本台帳カード</u>(尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成27年尼崎市条例第27号)第5条第1項の規定により利用情報が記載されているものに限る。) <u>その他規則で定める物件及び</u>同条例第2条に規定する多機能端末機を使用して同条各号のいずれかに掲げる書類の交付を請求する者に対してその交付を行う場合における第2条第1号の2、第2号、第10号及び第17号から第19号までの規定の適用については、同条第1号の2、第2号及び第17号から第19号までの規定中「300円」とあるのは「200円」と、同条第10号中「450円」とあるのは「350円」とする。</p>

<令和3年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第26号	所 管	国保年金管理担当
件 名	尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>兵庫県国民健康保険運営方針の改定により、令和3年度分以降の葬祭費については、支給額を統一したうえで、支給に必要な費用を県内市町が相互に負担することとされたことから、これを踏まえて葬祭費の支給額を変更するため所要の整備を行うもの。</p> <p>また、平成30年度税制改正に伴い、給与所得控除及び公的年金等控除の控除額が一律10万円引き下げられることについて、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第270号）により、国民健康保険料の減額賦課の適用判定に不利益が生じないようにするための措置が規定されたため、当該改正内容に準じた所要の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 葬祭費の支給額の変更 被保険者が死亡した際に、その葬祭を行う者に対して支給する葬祭費の額を3万円から5万円に改める。</p> <p>(2) 平成30年度税制改正に伴う改正 国民健康保険料の減額賦課の適用判定に用いる基準額に「同一世帯内の給与所得者等の人数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額」を加える。</p> <p>3 施行期日 令和3年4月1日</p>					

尼崎市国民健康保険条例

改正後	現 行
<p>(葬祭費)</p> <p>第7条 被保険者が死亡したときは、<u>当該被保険者の葬祭を行う者</u>に対し、葬祭費として、<u>50,000円</u>を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、葬祭費は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定に基づき葬祭費に相当する給付を受けることができる場合には、支給しない。</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第12条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る<u>保険料</u>の賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所</p>	<p>(葬祭費)</p> <p>第7条 被保険者が死亡したときは、<u>その者の葬祭を行う者</u>に対し、葬祭費として、<u>30,000円</u>を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、葬祭費は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定に基づき、<u>葬祭費</u>に相当する給付を受けることができる場合には、支給しない。</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第12条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第3</p>

得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の

3条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2

合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（普通徴収に係る保険料の納期）

第17条 普通徴収（法第76条の3第1項に規定する普通徴収をいう。）の方法によって徴収する保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

- 第1期 6月1日から同月30日まで
- 第2期 7月1日から同月31日まで
- 第3期 8月1日から同月31日まで
- 第4期 9月1日から同月30日まで
- 第5期 10月1日から同月31日まで
- 第6期 11月1日から同月30日まで
- 第7期 12月1日から翌年1月4日まで
- 第8期 1月4日から同月31日まで
- 第9期 2月1日から同月末日まで
- 第10期 3月1日から同月31日まで

2 市長は、前項の規定による納期により難い特別の事情があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

（保険料の減額賦課等）

第19条の2 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該年度分の第11条又は第14条の基礎賦課額（以下この項において「基準基礎賦課額」という。）から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該額が基礎賦課限度額を超える場合は、当該基礎賦課限度額）とする。

- (1) 世帯主並びに当該年度分の保険料の賦課期日（当該賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とす

第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（普通徴収に係る保険料の納期）

第17条 普通徴収（法第76条の3第1項に規定する普通徴収をいう。）の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。

- 第1期 6月1日から同月30日まで
- 第2期 7月1日から同月31日まで
- 第3期 8月1日から同月31日まで
- 第4期 9月1日から同月30日まで
- 第5期 10月1日から同月31日まで
- 第6期 11月1日から同月30日まで
- 第7期 12月1日から翌年1月4日まで
- 第8期 1月4日から同月31日まで
- 第9期 2月1日から同月末日まで
- 第10期 3月1日から同月31日まで

2 前項に定める期限が土曜日であるときは、この日を休日とみなして民法（明治29年法律第89号）第142条の規定を適用する。

（保険料の減額賦課等）

第19条の2 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（その額が基礎賦課限度額を超える場合は、当該基礎賦課限度額）とする。

- (1) 世帯主並びに当該年度の保険料賦課期日（当該賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）

<p>る。<u>以下この項において同じ。</u>）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（<u>以下この項において「世帯主等」という。</u>）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、<u>地方税法第314条の2第1項に規定する</u>山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の</p>	<p>現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（<u>地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額</u>（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項におい</p>
--	--

<p>2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める額(当該世帯主等のうちの給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同年における同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))及び公的年金等に係る所得を有する者(同年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては同年における当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては同年における当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める額に、当該合計数から1を控除した数に10万円を乗じて得た額を加えて得た額。以下この項において「基準額」という。)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基準基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額に、イに掲げる額を加えて得た額</p> <p>ア 当該年度分の基準基礎賦課額の被保険</p>	<p>て同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が地方税法第314条の2第2項に掲げる額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるもの数を乗じて得た額と当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額とを合算した額</p>
--	---

<p><u>者均等割額に10分の7を乗じて得た額</u> <u>(当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。イにおいて同じ。)</u></p> <p><u>イ 当該年度分の基準基礎賦課額の世帯別</u> <u>平等割額に10分の7を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>世帯主等につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、基準額に、規則で定める額に当該年度分の保険料の賦課期日現在においてその世帯に属する被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加えて得た額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者</u> <u>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基準基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額に、イに掲げる額を加えて得た額</u></p> <p><u>ア 当該年度分の基準基礎賦課額の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</u> <u>(当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。イにおいて同じ。)</u></p> <p><u>イ 当該年度分の基準基礎賦課額の世帯別</u> <u>平等割額に10分の5を乗じて得た額</u></p> <p>(3) <u>世帯主等につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、基準額に、規則で定める額に当該年度分の保険料の賦課期日現在においてその世帯に属する被</u></p>	<p>(2) <u>前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、規則で定める額に当該年度の保険料賦課期日(当該賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)</u> <u>現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって同号に該当する者以外の者</u> <u>当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるもの</u> <u>の数を乗じて得た額と当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額とを合算した額</u></p> <p>(3) <u>第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、規則で定める額に当該年度の保険料賦課期日(当該賦課期日後に保険料の納付義務が発生した</u></p>
---	---

<p>険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加えて得た額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外の者 <u>ア</u>に掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の<u>基準基礎賦課額</u>の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額に、<u>イ</u>に掲げる額を加えて得た額</p> <p><u>ア</u> 当該年度分の<u>基準基礎賦課額</u>の被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。イにおいて同じ。）</p> <p><u>イ</u> 当該年度分の<u>基準基礎賦課額</u>の世帯別平等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2 <u>市長は、前項各号に定める額を決定したときは、速やかに、当該額その他必要な事項を告示するものとする。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額は」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額は」と、「第11条又は第14条の基礎賦課額（以下この項において「基準基礎賦課額」とあるのは「第15条の3の3又は第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額（以下第3項において読み替えて準用するこの項において「基準後期高齢者支援金等賦課額」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項第1号中「この項」とあるのは「第3項において読み替えて準用するこの項」と、「この号」とあるのは「第3項において読み替えて準用するこの号」と、「基準基礎賦課</u></p>	<p><u>場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 当該年度分の<u>基礎賦課額</u>の被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の<u>基礎賦課額</u>の被保険者均等割額の算定の対象とされるもの</u>の数を乗じて得た額と当該年度分の<u>基礎賦課額</u>の世帯別平等割額に10分の2を乗じて得た額とを合算した額</p> <p>2 <u>第13条第2項及び第3項の規定は、前項各号に規定する保険料の減額賦課額の決定について準用する。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第15条の3の3又は第15条の3の6」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と読み替えるものとする。</u></p>
---	---

額」とあるのは「基準後期高齢者支援金等賦課額」と、同項第2号中「前号」とあるのは「第3項において読み替えて準用する前号」と、「基準基礎賦課額」とあるのは「基準後期高齢者支援金等賦課額」と、同項第3号中「前2号」とあるのは「第3項において読み替えて準用する前2号」と、「基準基礎賦課額」とあるのは「基準後期高齢者支援金等賦課額」と、前項中「前項各号」とあるのは「次項において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額は」とあるのは「介護納付金賦課額は」と、「第11条又は第14条の基礎賦課額（以下この項において「基準基礎賦課額」とあるのは「第15条の5の介護納付金賦課額（以下第4項において読み替えて準用するこの項において「基準介護納付金賦課額」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と、同項第1号中「この項」とあるのは「第4項において読み替えて準用するこの項」と、「この号」とあるのは「第4項において読み替えて準用するこの号」と、「基準基礎賦課額」とあるのは「基準介護納付金賦課額」と、同項第2号中「前号」とあるのは「第4項において読み替えて準用する前号」と、「基準基礎賦課額」とあるのは「基準介護納付金賦課額」と、同項第3号中「前2号」とあるのは「第4項において読み替えて準用する前2号」と、「基準基礎賦課額」とあるのは「基準介護納付金賦課額」と、第2項中「前項各号」とあるのは「第4項において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

付 則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険料の減額賦課の特例）

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第15条の5」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と読み替えるものとする。

付 則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険料の減額賦課の特例）

18 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。以下「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた場合における第19条の2第1項（同条第3項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとし、」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

18 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。以下「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた場合における第19条の2第1項第1号（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとし、」と、「同法」とあるのは「地方税法」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」とする。

<令和3年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第27号	所 管	職員課
件 名	尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>本市教育職員の給与については、従前より兵庫県等に準拠しているところであるが、教職調整額を給料とみなして適用する規定について県と同様の取扱いとするため、規定の整備を行うもの。</p>				
2	<p>改正内容</p> <p>教育職員の教職調整額について、現在の給料及び各手当等の算定に係る取扱いと同様に、次の給料についても教職調整額を給料とみなして適用する旨の規定を追加する。</p> <p>(1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される者に給料が支給される場合の給料</p> <p>(2) 公益的法人等へ派遣された者に給料が支給される場合の給料</p> <p>(3) 修学部分休業を承認された者に係る勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額する場合の給料</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				

尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例

改正後	現 行
<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第13条第1項（同法第30条において準用する場合を含む。）並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）</u>の規定に基づき、教育職員の給与その他の勤務条件の特例について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「教育職員」とは、<u>地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員のうち、教育公務員特例法の適用又は準用を受ける者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する者及び同法第2条に規定する者を除く。）で、常勤のもの又は地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。</u></p> <p>(教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 尼崎市職員の給与に関する条例（昭和32年尼崎市条例第24号。以下「給与条例」という。）第3条第1項第2号アに規定する教育職給料表（一）の適用を受ける教育職員でその等級が3級以下であるもの<u>又は</u>同号イに規定する教育職給料表（二）の適用を受ける教育職員でその等級が1級若しくは2級であるものには、その者の給料月額に100分の4を乗じて得た額の教職調整額を支給する。</p> <p>3 第1項の規定による教職調整額の支給を受ける教育職員については、給与条例第15条</p>	<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び<u>第6条</u>の規定に基づき、教育職員の給与その他の勤務条件<u>について特例</u>を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「教育職員」とは、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の適用又は準用を受ける者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する者及び同法第2条に規定する者を除く。）で、<u>常時勤務に服することを要するもの及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）をいう。</u></p> <p>(教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 尼崎市職員の給与に関する条例（昭和32年尼崎市条例第24号。以下「給与条例」という。）第3条第1項第2号アに規定する教育職給料表（一）の適用を受ける教育職員でその等級が3級以下であるもの<u>及び</u>同号イに規定する教育職給料表（二）の適用を受ける教育職員でその等級が1級<u>又は</u>2級であるものには、その者の給料月額に100分の4を乗じて得た額の教職調整額を支給する。</p> <p>3 第1項の規定による教職調整額の支給を受ける教育職員（給与条例第11条第1項の規</p>

及び第16条第2項の規定は、適用しない。

(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)

第4条 前条第1項の規定による教職調整額の支給を受ける教育職員に係る次の各号に掲げる条例及びこれらの条例に基づく市規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は給料又は給与とみなし、当該教職調整額の金額は給料の月額又は給料月額に含むものとする。

(1) 給与条例(第12条の2、第13条の2、第13条の3、第18条第1項(第6号に掲げる条例に係る部分に限る。)、第21条及び第22条の3の規定に限る。)

(4) 尼崎市職員で外国の地方公共団体の機関等に派遣されるものの処遇等に関する条例(昭和63年尼崎市条例第1号)

(5) 尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成13年尼崎市条例第43号)

(6) 尼崎市職員の修学部分休業に関する条例(平成31年尼崎市条例第6号)

(正規の勤務時間を超える勤務等)

第5条 第3条第1項の規定による教職調整額の支給を受ける教育職員については、正規の勤務時間(尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和27年尼崎市条例第18号)第2条第1項に規定する勤務時間(同条第2項に規定する育児短時間勤務職員に該当する教育職員にあっては同項の規定により定められた勤務時間、同条第3項に規定する再任用短時間勤務職員に該当する教育職員にあっては同項の規定により定められた勤務時間)をいう。以下この項において同じ。)の割振りを適正に行い、原則として時間外勤

定による管理職手当の支給を受ける者を除く。第5条において同じ。)については、給与条例第15条及び第16条の規定は、適用しない。

(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)

第4条 前条第1項の規定による教職調整額の支給を受ける教育職員に係る次の各号に掲げる条例及びこれらの条例に基づく市規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は給料と、当該教職調整額の金額は給料の月額又は給料月額とみなす。

(1) 給与条例(第12条の2、第13条の2、第13条の3、第21条及び第22条の3の規定に限る。)

(正規の勤務時間を超える勤務等)

第5条 第3条第1項の規定により教職調整額の支給を受ける教育職員については、正規の勤務時間(尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和27年尼崎市条例第18号)第2条第1項に規定する勤務時間(育児短時間勤務職員(同条第2項に規定する育児短時間勤務職員をいう。))にあっては同項の規定により定められた勤務時間、再任用短時間勤務職員にあっては同条第3項の規定により定められた勤務時間)をいう。この項において同じ。)の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(正規の勤務時間を超える

<p>務（正規の勤務時間を超える勤務をいい、休日等（給与条例第16条第2項の規定により休日給が支給される日をいう。）における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。）は命じないものとする。</p> <p>（委任）</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長の承認を得て教育委員会規則で定める。</p>	<p>勤務をいい、休日等（給与条例第16条の規定により休日給が支給される日をいう。）における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。）は命じないものとする。</p> <p>（委任）</p> <p>第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長の承認を得て教育委員会規則で定める。</p>
---	---

<令和3年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第28号	所 管	学校給食課
件 名	尼崎市学校給食費調整基金条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>これまで、学校の給食用物資を調達するための給食費については、学校において徴収管理する私会計で行っていたが、令和3年4月から市の事務として給食費を徴収・管理する公会計へ移行することに伴い、価格高騰等による学校給食用物資の調達に要する経費の増大により学校給食費が不足する場合におけるその不足を補うための財源を確保することを目的として、地方自治法第241条の規定に基づく尼崎市学校給食費調整基金を設置するための条例を制定するもの。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 基金の額 (第2条)</p> <p>基金として積み立てる額について、学校給食用物資の調達に要する経費に充てるための寄付金の額及び毎年度一般会計歳入歳出予算で定める額とする。</p> <p>(2) 管理 (第3条)</p> <p>基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管することを義務付けるとともに、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとする。</p> <p>(3) 処分 (第5条)</p> <p>基金は、価格高騰等の際の学校給食費の財源の確保という設置の目的を達成するため、市長が必要があると認めるときに限り、処分することができることとする。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和3年4月1日</p>					

<令和3年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第29号	所 管	中学校給食整備担当
件 名	尼崎市立学校給食センター条例について				
内 容					
1	<p>制定理由</p> <p>現在、PFI方式により建設工事を進めている尼崎市立学校給食センター(以下「給食センター」という。)について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づく教育機関として設置するための条例を制定するもの。</p>				
2	<p>主な制定内容</p> <p>(1) 設置(第2条)</p> <p>尼崎市立学校における給食の実施に必要な調理等の業務を一括して処理し、もって学校給食を円滑に実施するため、学校給食法第6条に規定する共同調理場として給食センターを設置する。</p> <p>(2) 位置(第3条)</p> <p>給食センターの位置は、尼崎市西川1丁目2番1号とする。</p> <p>(3) 所掌事項(第4条)</p> <p>ア 学校給食の実施に必要な調理及び配送に関すること。 イ その他尼崎市教育委員会が必要と認める事項</p> <p>(4) 職員(第5条)</p> <p>給食センターに、所長その他必要な職員を置く。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>令和4年1月1日</p>				

<令和3年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第30号	所 管	介護保険事業担当								
件 名	尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例について												
内 容													
<p>1 改正理由</p> <p>令和3年度から令和5年度までの3年間を運営期間とする第8期介護保険事業計画の策定に伴い、令和3年度からの保険料の保険料率及び所得段階の設定等のため、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 介護保険料の変更</p> <p>保険料算出に係る基準額の年額を「76,944円」から「79,310円」に改める。また、低所得者の保険料軽減強化のための特例として、令和3年度から令和5年度に係る介護保険料の各所得段階のうち、第1段階から第3段階の保険料の年額を次のとおりとする。</p> <p>ア 第1段階 23,793円</p> <p>イ 第2段階 34,500円</p> <p>ウ 第3段階 55,517円</p> <p>(2) 所得段階の判定基準</p> <p>介護保険料を決定する際の所得段階の判定基準について、次のとおりとする。</p> <p>ア 第7段階と第8段階を区分する合計所得金額について、「200万円」から「210万円」に改める。</p> <p>イ 第8段階と第9段階を区分する合計所得金額について、「300万円」から「320万円」に改める。</p> <table border="1" data-bbox="245 1574 1386 1771"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第7段階</td> <td>本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上<u>210万円</u>未満の人</td> </tr> <tr> <td>第8段階</td> <td>本人が市民税課税で合計所得金額が<u>210万円</u>以上<u>320万円</u>未満の人</td> </tr> <tr> <td>第9段階</td> <td>本人が市民税課税で合計所得金額が<u>320万円</u>以上400万円未満の人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下線部：今回改正内容</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和3年4月1日</p>						所得段階	対象者	第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上 <u>210万円</u> 未満の人	第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が <u>210万円</u> 以上 <u>320万円</u> 未満の人	第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が <u>320万円</u> 以上400万円未満の人
所得段階	対象者												
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上 <u>210万円</u> 未満の人												
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が <u>210万円</u> 以上 <u>320万円</u> 未満の人												
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が <u>320万円</u> 以上400万円未満の人												

尼崎市介護保険条例

改正後	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>39,655円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>4,327円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>9,483円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>1,379円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>9,310円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>95,172円</u></p> <p>ア 合計所得金額（令附則第23条第1項（同条第2項及び第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する令第38条第1項第6号イに規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>103,103円</u></p> <p>ア 合計所得金額が120万円以上210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>118,965円</u></p> <p>ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>38,472円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>52,707円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>57,708円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>69,250円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>76,944円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>92,333円</u></p> <p>ア 合計所得金額（令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>100,027円</u></p> <p>ア 合計所得金額が120万円以上200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>115,416円</u></p> <p>ア 合計所得金額が200万円以上300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>

<p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>134,827円</u> ア 合計所得金額が<u>320万円</u>以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>144,741円</u></p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>154,655円</u></p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>164,568円</u></p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>174,482円</u></p> <p>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>184,396円</u></p> <p>(普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第6条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 8月1日から同月31日まで 第4期 9月1日から同月30日まで 第5期 10月1日から同月31日まで 第6期 11月1日から同月30日まで 第7期 12月1日から翌年1月4日まで 第8期 1月4日から同月31日まで 第9期 2月1日から同月末日まで 第10期 3月1日から同月31日まで</p> <p>2 <u>市長は、前項の規定による納期により難しい特別の事情があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。</u></p> <p>3 <u>削除</u></p> <p>付 則 <u>(令和3年度から令和5年度までの各年度にお</u></p>	<p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>130,805円</u> ア 合計所得金額が<u>300万円</u>以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>140,423円</u></p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>150,041円</u></p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>159,659円</u></p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>169,277円</u></p> <p>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>178,895円</u></p> <p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第6条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 8月1日から同月31日まで 第4期 9月1日から同月30日まで 第5期 10月1日から同月31日まで 第6期 11月1日から同月30日まで 第7期 12月1日から翌年1月4日まで 第8期 1月4日から同月31日まで 第9期 2月1日から同月末日まで 第10期 3月1日から同月31日まで</p> <p>2 <u>前項により難しいときは、市長が別に納期を定める。</u></p> <p>3 <u>第1項に定める期限が土曜日であるときは、この日を休日とみなして民法（明治29年法律第89号）142条の規定を適用する。</u></p> <p>付 則</p>
--	--

ける保険料率の特例)

16 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率に係る第5条の規定の適用については、同条第1号中「39,655円」とあるのは「23,793円」と、同条第2号中「54,327円」とあるのは「34,500円」と、同条第3号中「59,483円」とあるのは「55,517円」とする。この場合において、第7条第2項中「第5条」とあるのは、「第5条（付則第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」とする。

<令和3年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第31号	所 管	福祉医療課
件 名	尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>兵庫県の福祉医療費助成事業（以下「県制度」という。）の改正に伴い、訪問看護療養費を助成の対象とするため、所要の整備を行うもの。</p> <p>また、平成30年度税制改正に伴い、給与所得控除及び公的年金等控除の控除額が一律10万円引き下げられることについて、県制度の改正により、福祉医療費助成の所得区分の判定に不利益が生じないようにするための措置が規定されたため、当該改正内容に準じた所要の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 福祉医療費助成事業の見直し</p> <p>福祉医療費助成事業が助成の対象とする療養の給付等に、「訪問看護療養費」及び「家族訪問看護療養費」を加える。</p> <p>(2) 平成30年度税制改正に伴う改正</p> <p>ア 「所得を有しない者」の要件において、総所得金額等における給与所得の計算に当たり10万円を控除する。</p> <p>イ 「低所得者」の要件において、合計所得金額における給与所得の計算に当たり10万円を控除する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和3年7月1日</p>					

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例

改正後	現行
<p>(定義) 第2条 (9) 略 ア 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。<u>以下「高齢者医療確保法」という。</u>)又は社会保険による療養の給付又は<u>保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費</u>の支給 イ 国民健康保険法又は<u>高齢者医療確保法</u>による特別療養費の支給 ウ 社会保険による<u>家族療養費又は家族訪問看護療養費</u>の支給 (10) 被保険者等負担額 療養の給付等を受ける場合における医療費のうち、国民健康保険法若しくは<u>高齢者医療確保法</u>による被保険者又は社会保険による被保険者、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下同じ。)が負担すべき額をいう。 (11) 略 ア その属する世帯に属する全ての者について、療養の給付等に係る医療(以下「<u>対象医療</u>」という。)が行われた日(以下「<u>実施日</u>」という。)の属する年度(実施日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、当該<u>実施日</u>の属する年度の前年度。以下同じ。)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による<u>個人の市町村民税</u>(同法の規定による特別区民税を含み、同法第328条の規定により課する所得割(同法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。以下同じ。)を除く。以下「<u>市町村民税</u>」という。)が課されておらず、又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の条例で定めるところ</p>	<p>(定義) 第2条 (9) 略 ア 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)又は社会保険による療養の給付又は<u>療養費若しくは保険外併用療養費</u>の支給 イ 国民健康保険法又は<u>高齢者の医療の確保に関する法律</u>による特別療養費の支給 ウ 社会保険による家族療養費の支給 (10) 被保険者等負担額 療養の給付等を受ける場合における医療費のうち、国民健康保険法若しくは<u>高齢者の医療の確保に関する法律</u>による被保険者又は社会保険による被保険者、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下同じ。)が負担すべき額をいう。 (11) 略 ア その属する世帯に属する全ての者について、療養の給付等が行われた<u>月</u>の属する年度(当該療養の給付等が行われた月が4月から6月までの場合にあっては、当該年度の前年度。以下同じ。)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含み、同法第328条の規定により課される所得割を除く。以下「<u>市町村民税</u>」という。)が課されておらず、又は市町村若しくは<u>特別区</u>の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されていること。</p>

ろにより当該市町村民税を免除されていること。

イ その属する世帯に属する全ての者について、アの実施日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項の総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得（以下「給与所得」という。）が含まれている場合には、当該給与所得の額については、同条第2項の規定により算定された額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第2項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定による控除前の額。次号において同じ。）から10万円を控除して得た額（当該額が0円を下回る場合は、0円）によるものとし、所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（以下「公的年金等」という。）に係る所得が含まれている場合には、当該所得に係る雑所得（同条第1項に規定する雑所得をいう。）の額については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「80万円」として同項の規定を適用して算定された額によるものとする。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の額（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第7条第1項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額を参酌して市長が別に定める額をいう。）がないこと。

(12) 低所得者 実施日の属する年度分の市町村民税が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者を含む。）で、当該実施日の属する年の前年（実施日の属する月が1月から6月までの場合にあっては、当該実施日

イ その属する世帯に属する全ての者について、アの療養の給付等が行われた月の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第3項に規定する公的年金等（以下「公的年金等」という。）の支給を受けるものについては、同条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは、「80万円」として同項の規定を適用して算定された総所得金額）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がないこと。

(12) 低所得者 療養の給付等が行われた月の属する年度分の市町村民税が課されていない者（市町村又は特別区の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。）で、当該療養の給付等が行われた月の属する年の前年（当該療養の給付等が

<p><u>の属する年の前々年。以下同じ。)</u>の<u>地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額</u> (給与所得が含まれている場合には、<u>当該給与所得の額については、所得税法第28条第2項の規定により算定された額から10万円を控除して得た額</u> (当該額が0円を下回る場合には、0円) によるものとする。以下「<u>合計所得金額</u>」という。)</p> <p>(<u>公的年金等に係る所得が含まれている場合には、合計所得金額から同法第35条第2項第1号に掲げる額を控除して得た額</u> (その額が0円を下回る場合には、0円) に当該公的年金等の収入金額を加えて得た額。次条第1項第1号イにおいて同じ。)が<u>800,000円以下であるものをいう。</u></p> <p>(13) <u>保険医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関、同号に規定する保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者に係る同項に規定する訪問看護事業を行う事業所</u>その他規則で定めるものをいう。</p> <p>(受給資格)</p> <p>第3条 この条例による<u>医療費の助成</u> (以下「<u>医療費助成</u>」という。)を受けることができる者は、本市の<u>区域内に住所を有する者</u>で次の各号に掲げるもののうち、国民健康保険法若しくは<u>高齢者医療確保法</u>による被保険者又は社会保険による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>イ <u>実施日の属する年の前年の合計所得金額が800,000円以下であること。</u></p> <p>(3) <u>児童又は生徒</u> (以下「<u>児童等</u>」という。)であって、その保護者その他当該児童等を扶養している者について<u>実施日の属する年</u></p>	<p><u>行われた月が1月から6月までの場合</u>にあつては、<u>当該療養の給付等が行われた月の属する年の前々年。以下同じ。)</u>中の<u>公的年金等の収入金額及び当該療養の給付等が行われた月の属する年の前年の合計所得金額</u> (<u>地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)</u>の合計額が<u>800,000円以下であるものをいう。</u></p> <p>(13) <u>保険医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関及び保険薬局</u>その他規則で定めるものをいう。</p> <p>(受給資格)</p> <p>第3条 この条例により<u>医療費の助成</u>を受けることができる者は、本市内に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうち、国民健康保険法若しくは<u>高齢者の医療の確保に関する法律</u>による被保険者又は社会保険による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>イ <u>療養の給付等が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該療養の給付等が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が800,000円以下であること。</u></p> <p>(3) <u>児童又は生徒</u> (以下「<u>児童等</u>」という。)であって、その保護者その他当該児童等を扶養している者について<u>療養の給付等が行</u></p>
--	--

<p>度分の市町村民税の所得割（<u>地方税法</u>第328条の規定により課する所得割を除く。）の額の算定方法を参酌して規則で定める額（以下「所得割の額」という。）を合計した額が235,000円未満であるもの</p> <p>(4) 身体障害者等であつて、<u>実施日</u>の属する年度分の所得割の額が235,000円未満であるもの</p> <p>(5) 略</p> <p>ア 規則で定めるところにより算定した<u>実施日</u>の属する年の前年の所得の額が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条第1項の規定により児童扶養手当の支給が制限される場合における同項に規定する受給資格者の所得の額の最低金額として規則で定める額未満である者</p> <p>2 市長は、前項第1号に該当しない高齢期移行者、同項第3号に該当しない児童等、同項第4号に該当しない身体障害者等又は同項第5号に該当しない母子家庭の母等について、失業等による収入の著しい減少その他の規則で定める特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、<u>医療費助成</u>を受けすることができる者とするすることができる。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者は、<u>医療費助成</u>を受けることができない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、高齢期移行者（身体障害者等である者及び母子</p>	<p><u>われた月</u>の属する年度分の市町村民税の<u>地方税法</u>第292条第1項第2号に規定する所得割（<u>同法</u>第328条の規定により課する所得割を除く。）の額の算定方法を参酌して規則で定める額（以下「所得割の額」という。）を<u>合算</u>した額が235,000円未満であるもの</p> <p>(4) 身体障害者等であつて、<u>療養の給付等が行われた月</u>の属する年度分の所得割の額が235,000円未満であるもの</p> <p>(5) 略</p> <p>ア 規則で定めるところにより算定した<u>療養の給付等が行われた月</u>の属する年の前年の所得の額が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条第1項の規定により児童扶養手当の支給が制限される場合における同項に規定する受給資格者の所得の額の最低金額として規則で定める額未満である者</p> <p>2 市長は、前項第1号に該当しない高齢期移行者、同項第3号に該当しない児童等、同項第4号に該当しない身体障害者等又は同項第5号に該当しない母子家庭の母等について、失業等による収入の著しい減少その他の規則で定める特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、<u>この条例による医療費の助成</u>を受けすることができる者とするすることができる。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者は、<u>この条例による医療費の助成</u>を受けることができない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、高齢期移行者（身体障害者等である者及び母子</p>
---	---

家庭の母等である者を除く。)のうち、高齢者医療確保法による被保険者となる資格を有する者は、医療費助成を受けることができない。

(助成額)

第4条 市長は、受給資格(医療費助成を受けることができる者として前条第1項に規定する資格又は同条第2項の規定により医療費助成を受けることができることとされた者の資格をいう。以下同じ。)を有する者が疾病(精神障害者にあつては、精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について療養の給付等を受けたときは、次の各号に掲げる受給資格を有する者の区分に応じ、当該各号に定める額を助成する。

(1) 略

ア 入院療養以外の対象医療である場合 同一の月に12,000円(所得を有しない者に該当する場合は、8,000円)を限度として、対象医療につき国民健康保険法又は第2条第8号アからオまで掲げる法律(以下「医療保険各法」という。)の規定により算定された医療に要する費用の額の100分の20に相当する額

イ 入院療養である場合 同一の月に35,400円(所得を有しない者に該当する場合は、15,000円)を限度として、入院療養につき医療保険各法の規定により算定された医療に要する費用の額の100分の20に相当する額

(3) 略

ア 入院療養以外の対象医療である場合 次に掲げる場合 次に掲げる幼児の区分に応じ、当該(7)又は(8)に定める額

(7) 幼児であつて、その保護者その他当該幼児を扶養している者について実施且の属する年度分の所得割の額を合計した額が235,000円未満である

家庭の母等である者を除く。)のうち、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となる資格を有する者は、この条例による医療費の助成を受けることができない。

(助成額)

第4条 市長は、受給資格(前条第1項又は第2項の規定により医療費の助成を受けることができる資格をいう。以下同じ。)を有する者が疾病(精神障害者にあつては、精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について療養の給付等を受けたときは、次の各号に掲げる受給資格を有する者の区分に応じ、当該各号に定める額を助成する。

(1) 略

ア 入院以外の療養である場合 同一の月に12,000円(所得を有しない者に該当する場合は、8,000円)を限度として、当該療養につき国民健康保険法又は第2条第8号アからオまで掲げる法律(以下「医療保険各法」という。)の規定により算定された医療に要する費用の額の100分の20に相当する額

イ 入院療養である場合 同一の月に35,400円(所得を有しない者に該当する場合は、15,000円)を限度として、当該入院療養につき医療保険各法の規定により算定された医療に要する費用の額の100分の20に相当する額

(3) 略

ア 入院以外の療養である場合 次に掲げる幼児の区分に応じ、当該(7)又は(8)に定める額

(7) 幼児であつて、その保護者その他当該幼児を扶養している者について療養の給付等が行われた月の属する年度分の所得割の額を合算した額が235,

<p>もの（以下「全部助成対象幼児」という。） 被保険者等負担額</p> <p>イ 略</p> <p>(i) 一部助成対象幼児 被保険者等負担額から、同一の月に同一の保険医療機関等について3, 200円を限度として、入院療養につき医療保険各法の規定により算定された医療に要する費用の額の100分の10に相当する額（保険医療機関等において引き続き4月以上入院した場合におけるその4月以後の月分については、0円）を控除した額</p> <p>(4) 略</p> <p>ア <u>入院療養以外の対象医療</u>である場合 次に掲げる児童の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める額</p> <p>(5) 略</p> <p>ア <u>入院療養以外の対象医療</u>である場合 被保険者等負担額に3分の1を乗じて得た額</p> <p>(6) 略</p> <p>ア <u>入院療養以外の対象医療</u>である場合 同一の月に同一の保険医療機関等について2回を限度として、保険医療機関等ごとに1日につき600円（身体障害者等、その配偶者及び当該身体障害者等を扶養している者がいずれも低所得者に該当する場合は、400円）</p> <p>イ 入院療養である場合 同一の月に同一の保険医療機関等について2, 400円（身体障害者等、その配偶者及び当該身体障害者等を扶養している者がいずれも低所得者に該当する場合は、1, 600円）を限度として、入院療養につき医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定により算定された医療に要する費用の額の</p>	<p>000円未満であるもの（以下「全部助成対象幼児」という。） 被保険者等負担額</p> <p>イ 略</p> <p>(i) 一部助成対象幼児 被保険者等負担額から、同一の月に同一の保険医療機関等について3, 200円を限度として、<u>当該入院療養</u>につき医療保険各法の規定により算定された医療に要する費用の額の100分の10に相当する額（保険医療機関等において引き続き4月以上入院した場合におけるその4月以後の月分については、0円）を控除した額</p> <p>(4) 略</p> <p>ア <u>入院以外の療養</u>である場合 次に掲げる児童の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める額</p> <p>(5) 略</p> <p>ア <u>入院以外の療養</u>である場合 被保険者等負担額に3分の1を乗じて得た額</p> <p>(6) 略</p> <p>ア <u>入院以外の療養</u>である場合 同一の月に同一の保険医療機関等について2回を限度として、保険医療機関等ごとに1日につき600円（身体障害者等、その配偶者及び当該身体障害者等を扶養している者がいずれも低所得者に該当する場合は、400円）</p> <p>イ 入院療養である場合 同一の月に同一の保険医療機関等について2, 400円（身体障害者等、その配偶者及び当該身体障害者等を扶養している者がいずれも低所得者に該当する場合は、1, 600円）を限度として、<u>当該入院療養</u>につき医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定により算定された医療</p>
---	--

<p>100分の10に相当する額（保険医療機関等において引き続き4月以上入院した場合におけるその4月以降の月分については、0円）</p> <p>（受給資格の認定等）</p> <p>第5条 受給資格の認定は、<u>医療費助成</u>を受けようとする者又はその保護者の申請に基づき市長が行う。ただし、市長が<u>適当と認めるときは</u>、その申請を待たずに<u>これを行うことができる</u>、</p> <p>2 市長は、前項の認定（以下「<u>資格認定</u>という。）を行ったときは、<u>規則で定めるところにより、当該資格認定を受けた者又はその保護者に対し、その旨を通知するとともに、その受給資格を証する書類</u>（以下「<u>受給者証</u>」という。）を交付するものとする。</p> <p>（受給者証の提示）</p> <p>第6条 <u>資格認定を受けた者</u>（以下「<u>受給者</u>」という。）又はその保護者は、<u>当該受給者が兵庫県内に所在する保険医療機関等</u>（以下「<u>県内保険医療機関等</u>」という。）から対象医療を受ける場合において、<u>医療費助成を受けようとするときは、その保有する受給者証を当該県内保険医療機関等に提示しなければならない</u>。ただし、<u>当該県内保険医療機関等が受給者証の提示を要しないと認めるときは、この限りでない</u>。</p> <p>（<u>医療費助成の方法</u>）</p> <p>第7条 <u>医療費助成は、第4条の規定により助成する額を保険医療機関等に支払うことにより行う</u>。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>受給者が県内保険医療機関等以外の保険医療機関等から対象医療を受けた場合その他規則で定める場合においては、第4条の規定により助成する額を受給者又はその保護者に支払うことにより医療費助成を行うことができる</u>。</p> <p>（<u>譲渡又は担保の禁止</u>）</p>	<p>に要する費用の額の100分の10に相当する額（保険医療機関等において引き続き4月以上入院した場合におけるその4月以降の月分については、0円）</p> <p>（受給資格の認定等）</p> <p>第5条 受給資格の認定は、<u>医療費の助成</u>を受けようとする者又はその保護者の申請によって市長が行う。ただし、<u>市長が必要があると認めるときは</u>、その申請を待たずに行うことができる、</p> <p>2 市長は、前項の認定を行ったときは、<u>その旨を当該申請者に通知するとともに、規則で定めるところにより、受給資格を証する受給者証</u>（以下「<u>受給者証</u>」という。）を交付するものとする。</p> <p>（<u>受給者証の提示</u>）</p> <p>第6条 <u>兵庫県内に所在する保険医療機関等から診療、薬剤の支給又は手当を受けようとするときは、第4条の規定により助成を受ける者</u>（以下「<u>受給者</u>」という。）又はその保護者は、<u>当該保険医療機関等に受給者証を提示するものとする</u>。</p> <p>（<u>助成の方法</u>）</p> <p>第7条 <u>医療費の助成は、助成する額を保険医療機関等に支払うことにより行う</u>。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>受給者に係る療養費の支給があった場合その他市長が特別の理由があると認められる場合においては、当該受給者又はその保護者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる</u>。</p> <p>（<u>譲渡又は担保の禁止</u>）</p>
---	---

第9条 受給者は、医療費助成を受ける権利を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成額の返還)

第10条 市長は、虚偽の申請その他不正な行為により医療費助成を受けた者に対し、既に助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

第9条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(返還)

第10条 市長は、虚偽の申請その他不正な行為によりこの条例による医療費の助成を受けた者に対し、既に助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

<令和3年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第32号	所 管	生活衛生課
件 名	尼崎市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。以下「一部改正法」という。）の制定により、現行の営業許可業種について、食中毒のリスク等を考慮して実態に応じたものにすることを目的に、営業許可業種の新設、再編等の見直しが行われたため、所要の整備を行うもの。</p> <p>また、一部改正法により、新たに届出制度が創設されたことに伴い、魚介類の行商の登録の申請手数料を定める兵庫県の魚介類行商条例が廃止されるため、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 条例第2条第12号に規定する営業許可業種及び審査手数料を改正する。</p> <p>ア 次の業種を新設し、手数料を設定する。</p> <p>(ア) 液卵製造業 21,000円</p> <p>(イ) 漬物製造業 14,000円</p> <p>(ウ) 食品の小分け業 14,000円</p> <p>(エ) 複合型そうざい製造業 26,000円</p> <p>(オ) 複合型冷凍食品製造業 26,000円</p> <p>イ 「飲食店営業」及び「喫茶店営業」を再編し、「飲食店営業」、「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、その調理された食品を販売する営業」とし、それぞれ手数料を16,000円、9,600円とする。</p> <p>ウ 「あん類製造業」を「菓子製造業」に統合する。</p> <p>エ 「乳酸菌飲料製造業」を「乳処理業」等に統合する。</p> <p>オ 「マーガリン又はショートニング製造業」を「食用油脂製造業」に統合する。</p> <p>カ 「みそ製造業」及び「醤油製造業」を統合し、「みそ又はしょうゆ製造業」とし、手数料を16,000円とする。</p> <p>キ 「缶詰又は瓶詰食品製造業」及び「ソース類製造業」を再編し、「密封包装食品製造業」とし、手数料を21,000円とする。（一部は届出制度へ移行）</p> <p>ク 届出制度への移行により「乳類販売業」、「冰雪販売業」を廃止する。</p> <p>(2) 条例第2条第18号に規定する魚介類の行商の登録の申請手数料を削除する。</p> <p>3 施行期日 令和3年6月1日</p>					

尼崎市保健衛生関係事務手数料条例

改正後	現 行
<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(12) <u>食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査 次に掲げる営業の区分に応じ、それぞれアからミまでに定める額</u></p> <p>ア <u>飲食店営業 1件 16,000円</u></p> <p>イ <u>調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、その調理された食品を販売する営業 1件 9,600円</u></p> <p>ウ <u>食肉販売業 1件 9,600円</u></p> <p>エ <u>魚介類販売業 1件 9,600円</u></p> <p>オ <u>魚介類競り売り営業 1件 21,000円</u></p> <p>カ <u>集乳業 1件 9,600円</u></p> <p>キ <u>乳処理業 1件 21,000円</u></p> <p>ク <u>特別牛乳搾取処理業 1件 21,000円</u></p> <p>ケ <u>食肉処理業 1件 21,000円</u></p> <p>コ <u>食品の放射線照射業 1件 21,000円</u></p> <p>サ <u>菓子製造業 1件 14,000円</u></p> <p>シ <u>アイスクリーム類製造業 1件 14,000円</u></p> <p>ス <u>乳製品製造業 1件 21,000円</u></p> <p>セ <u>清涼飲料水製造業 1件 21,000円</u></p>	<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(12) <u>食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく次に掲げる事務</u></p> <p>ア <u>飲食店営業の許可の申請に対する審査 1件 16,000円</u></p> <p>イ <u>喫茶店営業の許可の申請に対する審査 1件 9,600円</u></p> <p>ウ <u>菓子製造業の許可の申請に対する審査 1件 14,000円</u></p> <p>エ <u>あん類製造業の許可の申請に対する審査 1件 14,000円</u></p> <p>オ <u>アイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査 1件 14,000円</u></p> <p>カ <u>乳処理業の許可の申請に対する審査 1件 21,000円</u></p> <p>キ <u>特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査 1件 21,000円</u></p> <p>ク <u>乳製品製造業の許可の申請に対する審査 1件 21,000円</u></p> <p>ケ <u>集乳業の許可の申請に対する審査 1件 9,600円</u></p> <p>コ <u>乳類販売業の許可の申請に対する審査 1件 9,600円</u></p> <p>サ <u>食肉処理業の許可の申請に対する審査 1件 21,000円</u></p> <p>シ <u>食肉販売業の許可の申請に対する審査 1件 9,600円</u></p> <p>ス <u>食肉製品製造業の許可の申請に対する審査 1件 21,000円</u></p> <p>セ <u>魚介類販売業の許可の申請に対する審査 1件 9,600円</u></p>

0円	査 1件 9,600円
ソ 食肉製品製造業 1件 21,000円	ソ 魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査 1件 21,000円
タ 水産製品製造業 1件 16,000円	タ 魚肉練り製品製造業の許可の申請に対する審査 1件 16,000円
チ 氷雪製造業 1件 21,000円	チ 食品の冷凍又は冷蔵業の許可の申請に対する審査 1件 21,000円
ツ 液卵製造業 1件 21,000円	ツ 食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査 1件 21,000円
テ 食用油脂製造業 1件 21,000円	テ 清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査 1件 21,000円
ト みそ又はしょうゆ製造業 1件 16,000円	ト 乳酸菌飲料製造業の許可の申請に対する審査 1件 14,000円
ナ 酒類製造業 1件 16,000円	ナ 氷雪製造業の許可の申請に対する審査 1件 21,000円
ニ 豆腐製造業 1件 14,000円	ニ 氷雪販売業の許可の申請に対する審査 1件 14,000円
ヌ 納豆製造業 1件 14,000円	ヌ 食用油脂製造業の許可の申請に対する審査 1件 21,000円
ネ 麺類製造業 1件 14,000円	ネ マーガリン又はショートニング製造業の許可の申請に対する審査 1件 21,000円
ノ そうざい製造業 1件 21,000円	ノ みそ製造業の許可の申請に対する審査 1件 16,000円
ハ 複合型そうざい製造業 1件 26,000円	ハ 醬(しょう)油製造業の許可の申請に対する審査 1件 16,000円
ヒ 冷凍食品製造業 1件 21,000円	ヒ ソース類製造業の許可の申請に対する審査 1件 16,000円
フ 複合型冷凍食品製造業 1件 26,000円	フ 酒類製造業の許可の申請に対する審査 1件 16,000円
ヘ 漬物製造業 1件 14,000円	ヘ 豆腐製造業の許可の申請に対する審査 1件 14,000円
ホ 密封包装食品製造業 1件 21,000円	ホ 納豆製造業の許可の申請に対する審査 1件 14,000円
マ 食品の小分け業 1件 14,000円	マ めん類製造業の許可の申請に対する審査 1件 14,000円
ミ 添加物製造業 1件 21,000円	ミ そうざい製造業の許可の申請に対する審査 1件 21,000円

<p><u>ム</u> 削除</p> <p><u>メ</u> 削除</p> <p><u>(18)</u> 削除</p>	<p><u>ム</u> 缶詰又は瓶詰食品製造業の許可の申請 に対する審査 1件 21,000円</p> <p><u>メ</u> 添加物製造業の許可の申請に対する審 査 1件 21,000円</p> <p><u>(18)</u> 魚介類行商条例(昭和39年兵庫県条例 第61号)に基づく魚介類の行商の登録の 申請に対する審査 1件 500円</p>
---	---

<令和3年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第33号	所 管	生活衛生課
件 名	尼崎市食品衛生に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）の制定により、令和2年6月1日から食品の製造・加工、調理、販売等を行う、原則、全ての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理の実施が義務付けられ、その準備のために1年間の経過措置期間が設けられるとともに、営業許可の対象外である食品等事業者に対しても、衛生上必要な指導を行うことを目的として営業届出制度が創設された。</p> <p>令和3年6月1日から、HACCPに沿った衛生管理が完全施行となり、営業届出制度も同時に施行となることから、経過措置期間中に適用していた基準や、営業届出に関する規定等について、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) HACCPに沿った衛生管理の完全施行に伴う改正</p> <p>食品衛生法及び厚生労働省令にHACCPに関する規定が設けられており、令和3年6月1日以降はこれを適用し、衛生管理を行っていくことから、経過措置期間中に適用する条例第4条の「公衆衛生上講ずべき措置の基準」を削除する。</p> <p>(2) 営業届出制度の創設等に伴う改正</p> <p>食品衛生法及び厚生労働省令に営業届出及び営業施設の運用に係る届出が新設され、令和3年6月1日以降はこれを適用し、衛生上必要な指導を行っていくことから、食品等事業者が行う届出について規定している条例第5条の「食品衛生責任者の決定等の届出」、第7条の「休業等の届出」、第8条の「廃業等の届出」及び第10条の「給食の開始等の届出」を削除する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和3年6月1日</p>					

尼崎市食品衛生に関する条例

改正後	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。</p> <p>(食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準)</p> <p>第3条 政令第8条第1項の条例で定める基準は、<u>食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）</u>第36条に規定する基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、<u>法、政令及び食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）</u>本則における用語の意義による。</p> <p>(食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準)</p> <p>第3条 政令第8条第1項の条例で定める基準は、<u>省令第36条に規定する基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）</u>のとおりとする。</p> <p><u>(公衆衛生上講ずべき措置の基準)</u></p> <p>第4条 <u>食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第1条の規定による改正前の法第50条第2項の条例で定める必要な基準は、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める表のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で、危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれがある工程で重要なものの特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。）を用いて衛生管理を行う場合 別表第1</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 別表第2</u></p> <p><u>2 前項に規定する基準に関する業種別の細目は、規則で定める。</u></p> <p><u>3 市長は、営業の形態その他特別の事情を勘案して公衆衛生上支障がないと認めるときは、第1項に規定する基準を緩和することができる。</u></p> <p><u>(食品衛生責任者の決定等の届出)</u></p> <p>第5条 営業者は、<u>食品等の取扱いに従事する者（以下「従事者」という。）のうちから食品衛生責任者（別表第1第12項第1号に規定</u></p>

<p>(営業許可証)</p> <p><u>第4条</u> 市長は、<u>法第55条第1項</u>に規定する許可（以下「<u>営業許可</u>」という。）をしたときは、<u>営業許可を申請した者に営業許可証を交付するものとする。</u></p> <p>2 <u>営業許可を受けた者は、前項の規定により交付された営業許可証（以下「<u>営業許可証</u>」という。）をその営業の施設の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、市長が営業許可証の掲示が困難であると認める場合は、同項の規定による掲示に代えて、市長が別に定める方法によることができる。</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p><u>する食品衛生責任者をいう。以下この条において同じ。）を定めたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。食品衛生責任者を変更し、又は解任したときも、同様とする。</u></p> <p>(営業許可書)</p> <p><u>第6条</u> 市長は、<u>法第52条第1項</u>に規定する許可（以下「<u>営業許可</u>」という。）をしたときは、<u>営業許可を申請した者に営業許可書を交付するものとする。</u></p> <p>2 <u>営業許可を受けた者（以下「<u>許可営業</u>者」という。）は、前項の規定により交付された営業許可書（以下「<u>営業許可書</u>」という。）をその営業の施設の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、市長が営業許可書の掲示が困難であると認める場合は、同項の規定による掲示に代えて、市長が別に定める方法によることができる。</u></p> <p><u>(休業等の届出)</u></p> <p><u>第7条</u> <u>許可営業者は、引き続き30日以上休業しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>許可営業者は、前項の規定による休業の届出に係る営業を再開したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(廃業等の届出)</u></p> <p><u>第8条</u> <u>許可営業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) <u>廃業したとき 当該許可営業者</u></p> <p>(2) <u>死亡したとき 当該許可営業者に係る戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条に規定する届出義務者</u></p> <p>(3) <u>合併以外の理由により解散したとき そ</u></p>
---	---

<p>(添加物の製造等の届出)</p> <p><u>第5条</u> 営業者は、省令別表第1に掲げる添加物若しくは法第13条第1項の規定により規格が定められている添加物又はこれらを含む製剤の製造又は加工(以下「<u>添加物の製造等</u>」という。)を開始したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。添加物の製造等の品目を追加し、若しくは内容を変更し、又は<u>添加物の製造等</u>を廃止したときも、同様とする。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>第6条</u> 略</p>	<p><u>の清算人(破産手続開始の決定により解散したときは、その破産管財人)</u></p> <p>(添加物の製造等の届出)</p> <p><u>第9条</u> 営業者は、省令別表第1に掲げる添加物若しくは法第13条第1項の規定により規格が定められている添加物又はこれらを含む製剤(以下この条において「<u>添加物等</u>」という。)の製造又は加工(以下「<u>製造等</u>」という。)を開始したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。添加物等の製造等の品目を追加し、若しくは内容を変更し、又は製造等を廃止したときも、同様とする。</p> <p><u>(給食の開始等の届出)</u></p> <p><u>第10条</u> 学校、病院、工場、寄宿舎等の施設<u>の設置者は、当該施設において営業としてではなく継続的に1回20食以上の食品を供与する業務(以下「給食」という。)を開始したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定による届出を行った者(以下「給食実施者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(1) 前項の規定による届出に係る事項を変更したとき。</u></p> <p><u>(2) 引き続き15日以上給食を休止しようとするとき。</u></p> <p><u>(3) 引き続き15日以上休止した給食を再開したとき。</u></p> <p><u>(4) 給食を廃止したとき。</u></p> <p><u>3 給食実施者は、給食に従事する者のうちから給食に関する責任者(以下「給食責任者」という。)を定めたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。給食責任者を変更し、又は解任したときも、同様とする。</u></p> <p><u>第11条</u> 略</p>
---	--

削除	<p>別表第1</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="802 280 930 947">1 一般事項</td> <td data-bbox="930 280 1410 947"> <p>(1) <u>日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。</u></p> <p>(2) <u>施設、設備及び機械器具類の構造及び材質並びに取り扱う食品、添加物、器具及び容器包装（以下「食品等」という。）の特性を考慮し、施設、設備及び機械器具類の適切な清掃、洗浄及び消毒の方法を定め、必要に応じてその方法を記載した手順書を作成すること。</u></p> <p>(3) <u>食品等の取扱量は、施設、設備等の規模及び能力に見合う量とすること。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="802 947 930 2042">2 施設の管理</td> <td data-bbox="930 947 1410 2042"> <p>(1) <u>施設及びその周辺は、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。</u></p> <p>(2) <u>製造場、加工場、調理場、処理場等（以下「作業場」という。）には、不必要な物品を置かず、又は動物を入れないこと。</u></p> <p>(3) <u>作業場内には、従事者以外の者を立ち入らせないこと。ただし、従事者以外の者の立入りにより食品等の汚染のおそれがないと認められるときは、この限りでない。</u></p> <p>(4) <u>作業場の採光又は照明及び換気又は通風を十分に行い、適正な温度及び湿度で管理すること。</u></p> <p>(5) <u>適正な排水機能を維持するため、排水溝、沈殿槽等の清掃及び補修を行うこと。</u></p> <p>(6) <u>作業場において年2回以上ねずみ、昆虫等の駆除作業を実施し、その実施記録を1年間保存すること。ただし、1年間を通じてねずみ、昆虫等の侵入及び発生を</u></p> </td> </tr> </table>	1 一般事項	<p>(1) <u>日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。</u></p> <p>(2) <u>施設、設備及び機械器具類の構造及び材質並びに取り扱う食品、添加物、器具及び容器包装（以下「食品等」という。）の特性を考慮し、施設、設備及び機械器具類の適切な清掃、洗浄及び消毒の方法を定め、必要に応じてその方法を記載した手順書を作成すること。</u></p> <p>(3) <u>食品等の取扱量は、施設、設備等の規模及び能力に見合う量とすること。</u></p>	2 施設の管理	<p>(1) <u>施設及びその周辺は、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。</u></p> <p>(2) <u>製造場、加工場、調理場、処理場等（以下「作業場」という。）には、不必要な物品を置かず、又は動物を入れないこと。</u></p> <p>(3) <u>作業場内には、従事者以外の者を立ち入らせないこと。ただし、従事者以外の者の立入りにより食品等の汚染のおそれがないと認められるときは、この限りでない。</u></p> <p>(4) <u>作業場の採光又は照明及び換気又は通風を十分に行い、適正な温度及び湿度で管理すること。</u></p> <p>(5) <u>適正な排水機能を維持するため、排水溝、沈殿槽等の清掃及び補修を行うこと。</u></p> <p>(6) <u>作業場において年2回以上ねずみ、昆虫等の駆除作業を実施し、その実施記録を1年間保存すること。ただし、1年間を通じてねずみ、昆虫等の侵入及び発生を</u></p>
1 一般事項	<p>(1) <u>日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。</u></p> <p>(2) <u>施設、設備及び機械器具類の構造及び材質並びに取り扱う食品、添加物、器具及び容器包装（以下「食品等」という。）の特性を考慮し、施設、設備及び機械器具類の適切な清掃、洗浄及び消毒の方法を定め、必要に応じてその方法を記載した手順書を作成すること。</u></p> <p>(3) <u>食品等の取扱量は、施設、設備等の規模及び能力に見合う量とすること。</u></p>				
2 施設の管理	<p>(1) <u>施設及びその周辺は、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。</u></p> <p>(2) <u>製造場、加工場、調理場、処理場等（以下「作業場」という。）には、不必要な物品を置かず、又は動物を入れないこと。</u></p> <p>(3) <u>作業場内には、従事者以外の者を立ち入らせないこと。ただし、従事者以外の者の立入りにより食品等の汚染のおそれがないと認められるときは、この限りでない。</u></p> <p>(4) <u>作業場の採光又は照明及び換気又は通風を十分に行い、適正な温度及び湿度で管理すること。</u></p> <p>(5) <u>適正な排水機能を維持するため、排水溝、沈殿槽等の清掃及び補修を行うこと。</u></p> <p>(6) <u>作業場において年2回以上ねずみ、昆虫等の駆除作業を実施し、その実施記録を1年間保存すること。ただし、1年間を通じてねずみ、昆虫等の侵入及び発生を</u></p>				

		<p><u>確実に防止するために必要な措置を講じたときは、この限りでない。</u></p> <p>(7) <u>殺そ剤又は殺虫剤を使用するときは、食品等を汚染しないようその取扱いに十分注意すること。</u></p> <p>(8) <u>作業場の窓、出入口等は、開放しないこと。ただし、ほこり、ねずみ、昆虫等の侵入を防止するために必要な措置を講じたときは、この限りでない。</u></p> <p>(9) <u>便所は、定期的に清掃、殺虫及び消毒をし、常に清潔に保つこと。</u></p> <p>(10) <u>従事者の手洗設備は、常に清潔に保ち、手指の消毒、洗浄等に適当な消毒液等を備えて、これを常時使用することができる状態にしておくこと。</u></p>
	<p>3 機械器具類の管理</p>	<p>(1) <u>機械器具類は、使用目的に応じて区分して使用すること。</u></p> <p>(2) <u>食品等に直接接触する機械器具類の使用後は、これを洗浄し、必要に応じて熱湯、蒸気、消毒剤、殺菌剤等で消毒又は殺菌をし、常に清潔に保つこと。</u></p> <p>(3) <u>機械器具類の洗浄、消毒又は殺菌に使用する洗浄剤、消毒剤又は殺菌剤（以下「洗浄剤等」という。）は、食品等を汚染しないよう保管するなどその取扱いに十分注意すること。</u></p> <p>(4) <u>洗浄剤等を使用するときは、使用目的に沿う適正な洗浄剤等を適正な濃度で使用し、その使用後において洗浄剤等が機械器具類に残存しないようにすること。</u></p> <p>(5) <u>機械器具類は、常に点検し、故</u></p>

		<p><u>障、破損等があるときは、速やかに、補修し、常に適正に使用することができるよう整備しておくこと。</u></p> <p><u>(6) 機械器具類及び分解した機械器具類の部品は、それぞれ所定の場所に衛生的に保管すること。</u></p> <p><u>(7) 重量、容量、温度、圧力等の計量器は、その機能を定期的に点検し、その結果を記録すること。</u></p> <p><u>(8) 冷凍、冷蔵、冷却、熱蔵又は加熱の温度及び時間並びに放射線照射の線量及び時間は、常に適正に設定すること。</u></p> <p><u>(9) 施設、設備等の清掃用器材は、その目的に応じて区分して使用し、所定の場所に保管すること。</u></p>
	<p><u>4 使用する水の管理</u></p>	<p><u>(1) 施設で使用する水（食品等の製造、加工若しくは調理又は食品に直接接触する機械器具類若しくは従事者の手指の洗浄に使用するものに限る。以下同じ。）は、飲用に適する水（食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める飲用適の水をいう。以下同じ。）であること。ただし、法第13条第1項の規定により施設で使用する水の基準（以下「使用水基準」という。）が定められている場合において、使用水基準に適合した水を使用するときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(2) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道又は特設水道条例（昭和39年兵庫県条例第62号）第2条第1項に規定する特設水道により供給される水（以下「水道水」とい</u></p>

		<p>う。) 以外の水を施設で使用する場合は、年1回以上水質検査を行い、当該検査の結果が記録された成績書を1年間保存すること。</p> <p>(3) 前号の水質検査により施設で使用する水が飲用に適する水若しくは使用水基準に適合した水でないことが判明したとき又は災害等により施設で使用する水の水源等が汚染された可能性があるときは、直ちに、その旨を市長に報告し、市長が指示する措置を適切に講ずること。</p> <p>(4) 水道水以外の水を施設で使用する場合は、除菌又は殺菌のための装置及び浄水装置の機能を定期的に点検すること。</p> <p>(5) 貯水槽を使用する場合は、これを定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。</p>
	<p>5 廃棄物の取扱い</p>	<p>(1) 廃棄物の保管及び処理は、適正に行うこと。</p> <p>(2) 廃棄物の容器は、汚液及び汚臭が漏れないよう常に清潔に保つこと。</p> <p>(3) 廃棄物の保管場所は、周囲の環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理すること。</p>
	<p>6 衛生管理を実施する班の編成</p>	<p>次項各号及び第8項各号に掲げる基準並びに第13項第4号及び第5号に掲げる基準に基づく衛生管理を行わせるため、法第48条第1項の規定により置かれる食品衛生管理者、第12項第1号に規定する食品衛生責任者その他食品等について専門的な知識及び技術を有する者等により構成される班を編成すること。</p>

	<p>7 製品説明書及び製造工程一覧図の作成</p>	<p>(1) 食品等の製品について、その原材料等の組成、物理的及び化学的な性質（水分活性、水素イオン濃度等をいう。）、殺菌処理又は静菌処理（加熱、凍結、加塩、薫煙等を行うことをいう。）の状況、包装の方法、消費期限又は賞味期限、保管条件、流通方法、使用方法、想定される消費者その他の食品衛生上の危害の分析に必要な事項を記載した製品説明書を作成すること。</p> <p>(2) 食品等の製品に係る製造等の工程（以下「製造工程」という。）が全て記載された図面（以下「製造工程一覧図」という。）を作成すること。</p> <p>(3) 製造工程一覧図について、実際の製造工程及び施設内の設備の配置が適切に反映されているかどうかを適宜確認し、適切に反映されていない箇所があると認めるときは、当該箇所を修正すること。</p>
	<p>8 食品等の取扱い</p>	<p>(1) 食品等の製品に係る各製造工程において、食品衛生上の危害を発生させる原因となる物質（以下「危害原因物質」という。）を全て特定するとともに、当該危害原因物質による食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な措置（以下「管理措置」という。）を定め、当該危害原因物質及び当該管理措置を記載した書類（以下「危害要因リスト」という。）を作成すること。</p> <p>(2) 危害要因リストに基づき、製造工程のうち特に管理措置の実施</p>

	<p>状況を連続的に又は相当の頻度で確認することを要すると認める工程（以下「重要管理点」という。）を定めること。ただし、重要管理点を定めない理由を記載した書類を作成し、これを保管する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 重要管理点における管理措置について、危害原因物質による食品衛生上の危害を発生させない程度まで当該危害原因物質を低減させ、又は排除するための基準（以下「管理基準」という。）を定めること。</p> <p>(4) 管理基準は、管理措置の内容に応じ、温度、時間、水分含量、水分活性、水素イオン濃度、有効塩素等の測定可能な指標及び食品等の外観、食感等の官能的指標のうち適切な指標で表されたものでなければならない。</p> <p>(5) 管理措置の管理基準への適合状況を確認する方法を定め、適切な頻度で当該方法により管理措置が管理基準に適合しているかどうかを確認すること。</p> <p>(6) 重要管理点における管理措置が適切に講じられていない場合に講ずべき措置（以下「改善措置」という。）を定め、前号の規定による確認により当該管理措置が適切に講じられていないと認めるときは、改善措置を適切に講じること。</p> <p>(7) 前各号に掲げる基準に基づく衛生管理の内容が食品衛生上の危害の発生を防止するために有効かどうかを確認するため、適切</p>
--	--

		<u>な頻度で当該内容の検証を行うこと。</u>
	<u>9 従事者の衛生教育</u>	<u>従事者に市長が指定する衛生講習会を受講させ、その他食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を適切に実施すること。</u>
	<u>10 従事者等に係る衛生管理</u>	<p><u>(1) 市長から検便を受けるべき旨の指示があったときは、従事者に検便を受けさせること。</u></p> <p><u>(2) 常に従事者の健康に注意し、従事者が食品等を介して感染するおそれがある疾病にかかったときは、食品等を介して当該疾病がまん延することを防止するために必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>(3) 従事者は、作業中、清潔な外衣を着用し、必要に応じてマスク又は帽子を着用すること。</u></p> <p><u>(4) 作業場内の場所（便所を除く。）及び作業場内の便所では、それぞれ専用の履物を使用すること。</u></p> <p><u>(5) 従事者は、指輪その他の食品又は添加物に混入するおそれがあるものを作業場内に持ち込まないこと。</u></p> <p><u>(6) 従事者は、常に爪を短く切り、作業前、用便後及び生鮮の原材料、汚染された材料等を取り扱う作業の後は、十分に手指の洗浄及び消毒を行うとともに、使い捨て手袋を使用しているときは、用便後及び当該作業の後は、新しい手袋に交換すること。</u></p> <p><u>(7) 従事者は、作業場においては、所定の場所以外で更衣、喫煙、放たん、食事等をしないこと。</u></p> <p><u>(8) 従事者以外の者が作業場内に立ち入るときは、当該者に適切な</u></p>

		<p>場所で清潔な専用衣に着替えさせること等を定めた衛生管理に関する規程に従わせること。</p>
	1 1 管理運営要領	<p>施設の管理、食品等の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成し、従事者に周知徹底させるとともに、必要に応じてその内容を見直すこと。</p>
	1 2 食品衛生責任者	<p>(1) 法第48条第1項の規定により食品衛生管理者を置く場合を除き、施設又はその部門ごとに、従事者のうちから食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を定めること。</p> <p>(2) 食品衛生責任者は、食品等の製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われるよう従事者の監督及び指導をすること。</p> <p>(3) 食品衛生責任者たる従事者は、営業者の指示に従い、前号の監督及び指導をすること。</p> <p>(4) 食品衛生責任者たる従事者は、食品等の製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われるよう営業者に対して必要な意見を述べ、営業者は、その意見を尊重すること。</p> <p>(5) 食品衛生責任者に市長が指定する衛生講習会を受講させ、その他常に食品衛生に関する新しい知見を習得させること。</p>
	1 3 記録の作成及び保存	<p>(1) 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品等の製品について、仕入れの状況、製造、加工等の状態、出荷先又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、これを保存するよう努めること。</p>

	<p>(2) <u>前号の記録の保存期間は、取り扱う食品等の流通の実態等に適した合理的な期間とすること。</u></p> <p>(3) <u>食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため市長から要請があったときは、第1号の記録を市長に提出すること。</u></p> <p>(4) <u>危害原因物質の特定並びに管理措置、重要管理点及び管理基準の設定に関する記録を作成し、これを保存すること。</u></p> <p>(5) <u>第8項第5号の規定による確認及び改善措置の内容並びに同項第7号の検証の結果に関する記録を作成し、これを保存すること。</u></p> <p>(6) <u>前号の記録(同号の確認の内容に関するものに限る。)を作成するときは、当該確認に係る担当者及び責任者がこれに署名すること。</u></p>
<p><u>14</u> <u>食品等の製品の回収、廃棄等</u></p>	<p>(1) <u>販売する食品等の製品に起因する食品衛生上の問題が発生した場合に当該製品を迅速かつ適切に回収することができるよう、あらかじめ、その回収に係る責任体制、具体的な回収の方法、市長への報告等の手順等を定めるよう努めること。</u></p> <p>(2) <u>販売する食品等の製品に起因する食品衛生上の危害が発生した場合において、当該製品を回収したときは、その回収した製品を他の製品と明確に区別して保管し、市長の指示に従って、その廃棄その他の必要な措置を的確かつ迅速に講ずること。</u></p> <p>(3) <u>食品等の製品を回収する際は、</u></p>

		<p>消費者への注意喚起等のため、必要に応じて回収に係る食品等の製品に関する情報の提供を行うこと。</p>
	<p>15 情報の提供</p>	<p>(1) 消費者に対し、販売する食品等の製品についての安全性に関する情報の提供に努めること。</p> <p>(2) 製造者、加工者又は輸入者は、自らが製造し、加工し、又は輸入した食品等の製品に係る消費者の健康被害（医師の診断を受け、その症状が当該製品に起因し、又はその疑いがあると診断されたものに限る。以下この項において同じ。）又は法に違反する事実が判明したときは、速やかに、その内容を市長に報告すること。</p> <p>(3) 製造し、加工し、又は輸入した食品等の製品に係る苦情で消費者の健康被害につながるおそれを否定することができないものを受け付けたときは、速やかに、その旨を市長に報告すること。</p>
	<p>16 食品の運搬</p>	<p>(1) 食品の運搬に用いる車両、コンテナ等は、容易に洗浄及び消毒をすることができる構造のものを使用し、常に清潔に保つとともに、補修等を行うことにより適切に管理すること。</p> <p>(2) 食品と食品以外の貨物とを混載する場合は、食品は、食品以外の貨物からの汚染を防止するため、必要に応じて適当な容器に入れ、その他食品以外の貨物と区分すること。</p> <p>(3) 運搬中の食品がごみ、ちり、有毒ガス等に汚染されないよう適切に管理すること。</p>

削除		<p>(4) <u>バルク輸送を行う場合は、必要に応じて食品専用の車両又はコンテナを使用し、当該車両又はコンテナの見やすい箇所に食品専用である旨を明示すること。</u></p> <p>(5) <u>運搬中の食品の温度、湿度その他の食品の状態に常に注意し、適切に管理すること。</u></p> <p>(6) <u>運搬に係る時間が長時間に及ばないように運搬経路等に配慮すること等により食品の品質を維持すること。</u></p>
	別表第2	
	1 一般事項	別表第1第1項各号に掲げる基準
	2 施設の管理	別表第1第2項各号に掲げる基準
	3 機械器具類の管理	別表第1第3項各号に掲げる基準
	4 使用する水の管理	別表第1第4項各号に掲げる基準
	5 廃棄物の取扱い	別表第1第5項各号に掲げる基準
	6 食品等の取扱い	<p>(1) <u>食品等の仕入れに当たっては、適切に管理されているものを仕入れ、品質、鮮度、表示等について点検すること。</u></p> <p>(2) <u>原材料として使用する食品は、消費期限内であるものその他食用に適した品質のものを選択し、必要に応じて前処理を行った後、</u></p>

	<p><u>加工に供すること。</u></p> <p>(3) <u>食品等の製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列等に際しては、適正な温度、時間及び方法で衛生的に管理すること。</u></p> <p>(4) <u>冷蔵庫、冷凍庫等の内部は、常に清潔に保ち、食品間又は添加物間の相互汚染が生じないように区分して保管すること。</u></p> <p>(5) <u>法第13条第1項の規定によりその成分の規格が定められている食品又は添加物を製造し、又は加工する場合は、定期的に当該食品又は添加物の規格の適合の検査を行い、当該検査の結果が記録された成績書を1年間保存すること。</u></p> <p>(6) <u>前号の食品以外の食品又は同号の添加物以外の添加物を製造し、又は加工する場合は、必要に応じて当該食品又は添加物の検査を行い、当該検査の結果が記録された成績書を1年間保存すること。</u></p> <p>(7) <u>添加物は、所定の場所で適切に保管し、その仕入れ及び使用の状況の記録を1年間保存すること。</u></p> <p>(8) <u>法第13条第1項の規定によりその使用の基準が定められている添加物（以下「使用基準が定められている添加物」という。）を使用するときは、これを正確に計量し、適正に使用すること。</u></p> <p>(9) <u>使用基準が定められている添加物を使用して食品を製造し、又は加工する場合は、定期的に当該食品中の当該使用基準が定められている添加物の含有量の検査</u></p>
--	---

	<p><u>を行い、当該検査の結果が記録された成績書を1年間保存すること。</u></p> <p>(10) <u>法第18条第1項の規定によりその規格が定められている器具又は容器包装を製造する場合は、定期的に当該器具又は容器包装の規格の適合の検査を行い、当該検査の結果が記録された成績書を1年間保存すること。</u></p> <p>(11) <u>前号の器具以外の器具又は同号の容器包装以外の容器包装を製造する場合は、必要に応じて当該器具又は容器包装の検査を行い、当該検査の結果が記録された成績書を1年間保存すること。</u></p> <p>(12) <u>食品等の製品の表示を新たに付し、又は既に付された表示を改めるときは、市長の指導を受けること。</u></p> <p>(13) <u>食品等の製品の出荷又は販売に際しては、法定の表示事項について点検すること。</u></p> <p>(14) <u>再使用することを予定している容器包装は、洗浄及び消毒が容易なものをを用いること。</u></p> <p>(15) <u>食品等の製造等に係る製品及び原材料は、ロットごとに管理し、必要に応じてその管理の状況を記録するよう努めること。</u></p> <p>(16) <u>飲食に起因する健康被害が発生しやすい食品を製造し、加工し、又は調理するときは、その製造等又は調理に係る製品から検体を採取し、これを一定期間保存するとともに、販売先等の記録を一定期間保存すること。</u></p> <p>(17) <u>施設内においておう吐があつ</u></p>
--	---

		たときは、直ちに、消毒剤、殺菌剤等を用いて適切に消毒又は殺菌を行うとともに、おう吐物により汚染された可能性がある食品等は、直ちに、廃棄すること。
	7 従事者の衛生教育	別表第1第9項に掲げる基準
	8 従事者等に係る衛生管理	別表第1第10項各号に掲げる基準
	9 管理運営要領	別表第1第11項に掲げる基準
	10 食品衛生責任者	別表第1第12項各号に掲げる基準
	11 記録の作成及び保存	(1) 別表第1第13項第1号から第3号までに掲げる基準 (2) 製造し、又は加工した食品等の製品について自主検査を行った場合は、当該検査の結果の記録を保存するよう努めること。
	12 食品等の製品の回収、廃棄等	別表第1第14項各号に掲げる基準
	13 情報の提供	別表第1第15項各号に掲げる基準
	14 食品の	別表第1第16項各号に掲げる基準

	運搬	

<令和3年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第34号	所 管	生活衛生課
件 名	尼崎市浴場業に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>国の公衆浴場の衛生管理や風紀等の基準の考え方については、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」及び「公衆浴場における衛生等管理要領」において示されているところであるが、今般の科学研究で最新の知見が得られたこと等を踏まえて当該指針等が改正され、より適正な水質基準やレジオネラ症対策のための衛生管理の基準及び混浴制限年齢の目安が示されたことから、本市においても国の考え方を踏まえた基準にするため所要の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 水質基準</p> <p>ア 給水栓等から供給される水及び湯（水道水以外の水を使用する場合）における有機物の汚染指標を「1リットルにつき過マンガン酸カリウム消費量10ミリグラム以下」から、原則「1リットルにつき全有機炭素の量3ミリグラム以下」に改め、糞便汚染の指標を「大腸菌群は検出されないこと」から「大腸菌は検出されないこと」に改める。</p> <p>イ 浴槽水における有機物の汚染指標を「1リットルにつき過マンガン酸カリウム消費量25ミリグラム以下」から、原則「1リットルにつき全有機炭素の量8ミリグラム以下」に改める。</p> <p>(2) 衛生管理に関する基準</p> <p>ア 「水位計配管」、「シャワー」、「集毛器」、「気泡発生装置等」の清掃及び消毒に関する規定を追加する。</p> <p>イ 循環設備から浴槽内に供給される水及び湯の消毒として、遊離残留塩素濃度を1リットルにつき0.4ミリグラム以上に保持することの規定を追加する。</p> <p>(3) 風紀に関する基準</p> <p>混浴を制限する年齢を「10歳以上」から「7歳以上」に改める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和3年4月1日</p>					

尼崎市浴場業に関する条例

改正後		現 行	
別表第 1		別表第 1	
4 清潔 に関する 基準	<p>(3) 略</p> <p>ア 1週間に1回以上浴槽水を完全に排水して浴槽を<u>清掃</u>する。</p> <p>ウ <u>循環設備から浴槽内に供給される水及び湯は、遊離残留塩素濃度を1リットルにつき0.4ミリグラム以上に保持するように塩素系薬剤を使用して消毒すること。ただし、循環設備から浴槽内に供給される水又は湯の性質その他の条件により塩素系薬剤を使用することが適当でない場合は、塩素系薬剤を使用する場合と同等以上の殺菌効果を有する方法により消毒すること。</u></p> <p>エ <u>浴槽水中の遊離残留塩素濃度等を定期的に測定し、その結果の記録をその測定の日から3年以上保管すること。</u></p> <p>(4) 循環設備を設けない場合は、毎日浴槽水を完全に排水して浴槽を<u>清掃</u>すること。</p> <p>(5) 給水栓等から供給される水及び湯(<u>循環設備から浴槽内に供給されるものを除く。</u>以下「浴用の水」という。)は、水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項に規定する水道又は特設水道条例(昭和39</p>	4 清潔 に関する 基準	<p>(3) 略</p> <p>ア 1週間に1回以上浴槽水を完全に排水して浴槽の<u>清掃を行う</u>こと。</p> <p>ウ <u>その他市長が定める措置</u></p> <p>(4) 循環設備を設けない場合は、毎日浴槽水を完全に排水して浴槽の<u>清掃を行う</u>こと。</p> <p>(5) 給水栓等から供給される水及び湯(以下「浴用の水」という。)は、水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項に規定する水道又は特設水道条例(昭和39年兵庫県第62号)第2条第1項に規定する特</p>

	<p>年兵庫県第62号)第2条第1項に規定する特設水道により供給される水(以下「水道水」という。)以外の水を使用するときは、次に掲げる基準に適合させること。</p> <p>ウ <u>水素イオン指数は、5.8以上8.6以下であること。</u></p> <p>エ <u>全有機炭素の量は、1リットルにつき3ミリグラム以下であること(有機物に係る指標として全有機炭素の量を使用することが適当でない場合は、過マンガン酸カリウムの消費量が1リットルにつき10ミリグラム以下であること。)</u>。</p> <p>オ <u>大腸菌は、検出されないこと。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>イ <u>全有機炭素の量は、1リットルにつき8ミリグラム以下であること(有機物に係る指標として全有機炭素の量を使用することが適当でない場合は、過マンガン酸カリウムの消費量が1リットルにつき25ミリグラム以下であること。)</u>。</p> <p>(7) 浴用の水(水道水以外の水を使用する場合に限る。)にあつては第5号アからカまで、浴槽水にあつては前号アからエまでに掲げる基準に適合しているかどうかの検査を1年に1回以上行い、その結果の記録を</p>		<p>設水道により供給される水(以下「水道水」という。)以外の水を使用するときは、次に掲げる基準に適合させること。</p> <p>ウ <u>水素イオン濃度は、水素指数5.8以上8.6以下であること。</u></p> <p>エ <u>過マンガン酸カリウムの消費量は、1リットルにつき10ミリグラム以下であること。</u></p> <p>オ <u>大腸菌群は、採取した浴用の水50ミリリットル中に検出されないこと。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>イ <u>過マンガン酸カリウムの消費量は、1リットルにつき25ミリグラム以下であること。</u></p> <p>(7) 浴用の水(水道水以外の水を使用する場合に限る。)にあつては第5号アからカまで、浴槽水にあつては前号アからエまでに掲げる基準に適合しているかどうかの検査を1年に1回以上行い、その結果の記録を</p>
--	--	--	--

	<p><u>その検査の日から3年以上保管すること。</u></p> <p><u>(8) 入浴設備について、次に掲げる入浴設備の区分に応じ、当該アからオまでに掲げる措置を講ずること。</u></p> <p><u>ア 水位計配管 定期的に清掃し、消毒すること。</u></p> <p><u>イ シャワー 定期的に清掃し、消毒すること。</u></p> <p><u>ウ 集毛器 毎日清掃し、定期的に消毒すること。</u></p> <p><u>エ 気泡発生装置等(浴槽水中に微小な気泡又は水粒を発生させる装置をいう。) 定期的に清掃し、消毒すること。</u></p> <p><u>オ アからエまでに掲げる入浴設備以外の入浴設備 定期的に清掃し、消毒すること</u> <u>その他の市長が衛生管理上必要と認める措置</u></p> <p><u>(9) 建物内及びその周辺は、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと</u></p> <p><u>(10)～(13) 略</u></p>		<p><u>3年以上保存すること。</u></p> <p><u>(8) 建物内及びその周辺は、定期的に清掃を行い、常に清潔に保つこと。</u></p> <p><u>(9)～(12) 略</u></p>
<p>6 風紀に関する基準</p>	<p>(1) <u>7歳以上の男女を混浴させないこと。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>イ <u>7歳未満の児童及びその親が入浴する場合</u></p>	<p>6 風紀に関する基準</p>	<p>(1) <u>10歳以上の男女を混浴させないこと。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>イ <u>10歳未満の児童及びその親が入浴する場合</u></p>
<p>別表第2</p>		<p>別表第2</p>	

<p>6 風紀 に関する 基準</p>	<p>(1) 水着を着用して入浴する場 合を除き、<u>7歳</u>以上の男女を混 浴させないこと。</p> <p>(2) 略</p> <p>イ <u>7歳</u>未満の児童及びその 親が入浴する場合</p>	<p>6 風紀 に関する 基準</p>	<p>(1) 水着を着用して入浴する場 合を除き、<u>10歳</u>以上の男女を 混浴させないこと。</p> <p>(2) 略</p> <p>イ <u>10歳</u>未満の児童及びそ の親が入浴する場合</p>

<令和3年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第35号	所 管	こどもの人権擁護担当
件 名	尼崎市子どもの育ち支援条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>昨今、いじめや体罰等の子どもの人権が侵害される重大な事案が発生していることから、子どもの人権を具体的に保障していくための取組みに関する重要な事項について調査審議を行うにあたり、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として、尼崎市子どものための権利擁護委員会（以下「委員会」という）を設置するため、規定の整備を行うもの。</p> <p>併せて、児童の権利に関する条約の精神に則った所要の整備等を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 委員会の設置に係る改正</p> <p>ア 設置</p> <p>子どもの人権の擁護に関する事項について調査審議その他の行為をさせるため、市長の附属機関として、委員会を置く。</p> <p>イ 組織等</p> <p>委員会は、委員5人以内で組織する。</p> <p>ウ 所掌事務等</p> <p>委員会は、人権侵害を受けた子どもの救済について必要があると認めるときは、当該子ども又はその関係者への助言及び支援その他の措置を講じるとともに、関係者に対して、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。また、子どもの人権の擁護に関する事項について市長その他の関係機関等に意見を述べ、これを公表することができるほか、子どもの人権の擁護に関する啓発を行う。</p> <p>(2) 児童の権利に関する条約の精神に則った改正等</p> <p>ア 児童の権利に関する条約の精神に準拠する旨の規定を本条例の目的に追加する。</p> <p>イ 子どもは生まれながらにして権利を有するとともに、権利の主体として独立した人格を有することを規定するほか、本条例は子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であることを規定する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和3年4月1日</p>					

尼崎市子どもの育ち支援条例

改正後	現 行
<p>目次</p> <p><u>第6章 子どもの人権の侵害の禁止等（第19条—第22条）</u></p> <p><u>第7章 尼崎市子どものための権利擁護委員会（第23条—第28条）</u></p> <p><u>第8章 雑則（第29条—第32条）</u></p> <p>付則</p> <p>子どもは、<u>今を生きる存在であるとともに、</u>未来への希望であり、私たちのまちの宝です。</p> <p><u>全ての</u>子どもの健やかな育ちは、<u>全ての</u>市民の幸せな暮らしへとつながります。</p> <p>子どもは、生まれたときから、学びながら育つ力を持ち、将来への可能性が開かれています。子どもは、その成長の過程において、生きる、育つ、守られる、参加する権利といった子どもの人権が尊重されるとともに、<u>多様な人々と関わり</u>を持ち、また、多様な経験を重ねることにより、自分を大切に作る心、他者を尊重する心、規範意識等が<u>育まれ</u>、社会の一員として様々な責任を果たすことができる大人へと成長していきます。</p> <p>人々が共に暮らす社会では、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、一人一人の人権が尊重されなければならず、互いに他者の人権を尊重し合うとともに、<u>社会の決まりを守り、協力して心豊かな社会を創る</u>ことが求められます。そして、子どもには、これらのことを学ぶ機会が与えられなければなりません。</p> <p>大人が子どもに<u>関わる</u>ときは、子ども一人一人が<u>権利の主体として独立した人格を有し、</u>尊厳のあるかけがえのない存在であることを深く認識し、また、子どもの声を聴き、子どもとしっかりと向き合って、信頼関係を築くことが大切です。そして、大人には、子どもの模範となるべきことを自覚して行動するとともに、子どもが将来大人として様々な責任を果たすことが</p>	<p>目次</p> <p><u>第6章 雑則（第19条—第21条）</u></p> <p>付則</p> <p>子どもは、未来への希望であり、私たちのまちの宝です。</p> <p><u>すべての</u>子どもの健やかな育ちは、<u>すべての</u>市民の幸せな暮らしへとつながります。</p> <p>子どもは、生まれたときから、学びながら育つ力を持ち、将来への可能性が開かれています。子どもは、その成長の過程において、生きる、育つ、守られる、参加する権利といった子どもの人権が尊重されるとともに、<u>多様な人々とかかわり</u>を持ち、また、多様な経験を重ねることにより、自分を大切に作る心、他者を尊重する心、規範意識等が<u>はぐくまれ</u>、社会の一員として様々な責任を果たすことができる大人へと成長していきます。</p> <p>人々が共に暮らす社会では、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、一人一人の人権が尊重されなければならず、互いに他者の人権を尊重し合うとともに、<u>社会の決まりを守り、協力して心豊かな社会をつくる</u>ことが求められます。そして、子どもには、これらのことを学ぶ機会が与えられなければなりません。</p> <p>大人が子どもに<u>かかわる</u>ときは、子ども一人一人が<u>尊厳のあるかけがえのない存在であることを深く認識し、</u>また、子どもの声を聴き、子どもとしっかりと向き合って、信頼関係を築くことが大切です。そして、大人には、子どもの模範となるべきことを自覚して行動するとともに、子どもが将来大人として様々な責任を果たすことができるように育てる責任があります。</p>

できるように育てる責任があります。
私たちのまちの全ての子どもが個性豊かに伸びやかに育ち、また、その笑顔が輝き続けることは、全ての市民の願いです。

そのために、全ての大人は、互いにつながりを深め、それぞれの役割を自覚し、子どもを育てる力を高め合いながら、子どもが健やかに育つことができるための環境を整えるとともに、次代の地域社会の担い手として子どもが社会的に自立していくように支えなければなりません。

ここに、私たちは、子どもの人権を尊重することを基本として子どもの育ちを地域社会全体で支えることにより、全ての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定します。

(この条例の目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの人権を尊重することを基本とした子どもの育成に関し、基本理念を定め、保護者、地域住民、子ども施設、事業者の役割及び市の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策についての基本的事項及び子どもの育ちを支える仕組みを定めることにより、全ての子どもが健やかに育つ社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 略

- (1) 子ども 本市の区域内に住所若しくは勤務場所を有する者又は子ども施設に在籍する者で、その出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。
- (2) 子どもの人権 子どもが生まれながらにして有する権利で、児童の権利に関する条約において定められたものをいう。
- (4) 地域住民 本市の区域内に住所又は勤務場所を有する者(子どもを除く。)及びこれ

私たちのまちのすべての子どもが個性豊かに伸びやかに育ち、また、その笑顔が輝き続けることは、すべての市民の願いです。

そのために、すべての大人は、互いにつながりを深め、それぞれの役割を自覚し、子どもを育てる力を高め合いながら、子どもが健やかに育つことができるための環境を整えるとともに、次代の地域社会の担い手として子どもが社会的に自立していくように支えなければなりません。

ここに、私たちは、子どもの人権を尊重することを基本として子どもの育ちを地域社会全体で支えることにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定します。

(この条例の目的)

第1条 この条例は、子どもの人権を尊重することを基本とした子どもの育成に関し、基本理念を定め、保護者、地域住民、子ども施設、事業者の役割及び市の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策についての基本的事項及び子どもの育ちを支える仕組みを定めることにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 略

- (1) 子ども 市内に居住する者、子ども施設に在籍する者又は市内に勤務場所を有する者で、その出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。
- (2) 子どもの人権 児童の権利に関する条約において児童の権利として定めるものをいう。
- (4) 地域住民 市内に居住する者若しくは勤務場所を有する者(子どもを除く。)又はこ

<p>らの者を構成員とする法人その他の団体（以下「法人等」という。）をいう。</p> <p>(5) 子ども施設 保育所、幼稚園、学校その他の子どもが入所し、通所し、通園し、又は通学することにより集団生活を通じて学び、育つ場としての施設で、市が設置し、又は本市の<u>区域内</u>に存するものをいう。</p> <p>(6) 事業者 <u>本市の区域内</u>に事務所又は事業所を有する個人又は法人等で、事業活動を行うものをいう。</p> <p>(子どもに関する施策の策定及び推進)</p> <p>第11条 略</p> <p>(2) 子どもが育つための、安全かつ良好な生活環境及び子どもの豊かな心を育む教育環境の整備に関すること。</p> <p>(3) 子ども同士の<u>関わり合い</u>及び子どもの多様な体験の<u>機会の創出</u>に関すること。</p> <p>(4) 子どもの主体的活動の<u>機会の創出</u>に関すること。</p> <p>(6) <u>子どもの人権に関する学習の機会の創出</u>に関すること。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、子どもが健やかに育つための<u>環境の整備</u>に関すること。</p> <p>(推進計画等)</p> <p>第12条</p> <p>2 市長は、推進計画を策定しようとするときは、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講じるほか、あらかじめ、尼崎市子ども・子育て審議会（以下「<u>審議会</u>」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 <u>前項に規定するもののほか、市長は、推進計画の策定に当たり必要があると認めるときは、尼崎市子どものための権利擁護委員会（第7章を除き、以下「<u>委員会</u>」という。）の意見を聴くことができる。</u></p> <p>4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。</p> <p>5 第2項から前項までの規定は、推進計画の</p>	<p>れらの者を構成員とする法人その他の団体（以下「法人等」という。）をいう。</p> <p>(5) 子ども施設 保育所、幼稚園、学校その他の子どもが入所し、通所し、通園し、又は通学することにより集団生活を通じて学び、育つ場としての施設で、市が設置し、又は<u>市内</u>に存するものをいう。</p> <p>(6) 事業者 <u>市内</u>に事務所又は事業所を有する個人又は法人等で、事業活動を行うものをいう。</p> <p>(子どもに関する施策の策定及び推進)</p> <p>第11条 略</p> <p>(2) 子どもが育つための、安全かつ良好な生活環境づくり及び子どもの豊かな心をはぐくむ教育環境づくりに関すること。</p> <p>(3) 子ども同士の<u>かかわり合い</u>及び子どもの多様な体験の<u>機会の創出</u>に関すること。</p> <p>(4) 子どもの主体的活動の<u>機会の創出</u>に関すること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、子どもが健やかに育つための<u>環境づくり</u>に関すること。</p> <p>(推進計画等)</p> <p>第12条</p> <p>2 市長は、推進計画を策定しようとするときは、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講じるほか、あらかじめ、尼崎市子ども・子育て審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。</p> <p>4 前2項の規定は、推進計画の変更について</p>
---	--

変更について準用する。この場合において、第3項中「前項」とあるのは、「第5項において準用する前項」と読み替えるものとする。

6 略

7 市は、推進計画に基づく施策の実施状況等について、必要に応じ、子どもの意見を聴く機会を設けること等により調査を行い、又は審議会若しくは委員会の意見を聴いて、当該施策の実施状況等の検証を行わなければならない。

第6章 子どもの人権の侵害の禁止等

(子どもの人権の侵害の禁止)

第19条 何人も、子どもの人権を侵害してはならない。

(子ども人権侵害に係る相談及び子どもの救済)

第20条 何人も、子どもの人権の侵害（以下「子ども人権侵害」という。）があったと思料するときは、市長に対して、当該子ども人権侵害について相談し、又は当該子ども人権侵害を受けた子どもの救済を申し立てることができる。

2 市長は、前項の規定による相談又は申立てがあったときは、速やかに、当該相談又は申立てに係る子ども人権侵害について、当該相談に係るものにあつては委員会に意見を聴き、当該申立てに係るものにあつては委員会にその子どもの救済を付託しなければならない。

(救済のための措置等)

第21条 委員会は、子ども人権侵害を受けた子どもの救済について必要があると認めるときは、市長その他市の機関（以下「市長等」という。）若しくは当該子ども若しくはその関係者（以下この項及び次条第2項において「関係者」という。）への助言及び支援その他の措置を講じ、又は市長等若しくは関係者に対して、当該子どもの救済に必要な措置を講ずる

準用する。

5 略

6 市は、推進計画に基づく施策の実施状況等について、必要に応じて子どもの意見を聴く機会を設けること等により調査を行い、当該施策の実施状況等の検証を行わなければならない。

よう勧告することができる。

2 前項の規定による勧告（以下「救済勧告」という。）を受けた者は、当該救済勧告の内容を尊重しなければならない。

3 委員会は、救済勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該救済勧告の内容を公表することができる。

（救済勧告に係る措置の報告）

第22条 市長等は、救済勧告を受けた場合において、当該救済勧告に係る措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を委員会に報告するものとする。

2 関係者は、救済勧告を受けた場合において、当該救済勧告に係る措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を委員会に報告するよう努めなければならない。

第7章 尼崎市子どものための権利擁護委員会

（設置）

第23条 子どもの人権の擁護に関する事項について調査審議その他の行為をさせるため、市長の附属機関として、尼崎市子どものための権利擁護委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第24条 委員会は、次の各号に掲げる事務（以下「所掌事務」という。）をつかさどる。

(1) 第12条第3項（同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。

(2) 第20条第2項並びに第21条第1項及び第3項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(3) 前号に掲げるもののほか、子ども人権侵害に関して必要な調査その他の行為を行うこと。

(4) 子どもの人権の擁護に関する事項に関

<p><u>し、市長等、保護者、地域住民、子ども施設、事業者又は関係機関に意見を述べ、及びその内容を公表すること。</u></p> <p><u>(5) 子どもの人権の擁護に関する啓発を行うこと。</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護に関する重要な事項で市長が必要と認めるもの</u> <u>(組織等)</u></p> <p><u>第25条 委員会は、委員5人以内で組織する。</u></p> <p><u>2 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。</u></p> <p><u>3 委員は、子どもの人権の擁護について専門的な知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。</u></p> <p><u>4 専門委員は、前項に規定する者のうちから市長が委員長の見解を聴いて委嘱する。</u></p> <p><u>5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。</u></p> <p><u>6 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。</u></p> <p><u>7 前2項の規定は、専門委員について準用する。この場合において、第5項中「2年」とあるのは、「2年を超えない範囲内において市長が別に定める期間」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>8 委員（専門委員を含む。以下この項、次項及び第27条第3項において同じ。）は、心身の故障のためその職務を執行することができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して解嘱されることがない。</u></p> <p><u>9 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u> <u>(委員長)</u></p>	
---	--

<p><u>第26条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。</u></p> <p><u>2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。</u></p> <p><u>3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。</u> <u>(招集等)</u></p> <p><u>第27条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。</u></p> <p><u>2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</u></p> <p><u>3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。</u> <u>(委任)</u></p> <p><u>第28条 第25条から前条までに規定するもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。</u></p> <p><u>第8章 雑則</u></p> <p><u>第29条・第30条 略</u> <u>(委員会への協力等)</u></p> <p><u>第31条 市長等は、委員会の所掌事務の遂行に関し、積極的に協力し、及び支援するとともに、委員会の意見を尊重しなければならない。</u></p> <p><u>2 保護者、地域住民、子ども施設（市が設置するものを除く。）、事業者及び関係機関は、委員会の所掌事務の遂行に協力するよう努めるとともに、委員会の意見を尊重しなければならない。</u></p> <p><u>第32条 略</u></p> <p><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5章の規定は、平成22年4月1日から施行する。</u></p>	<p><u>第6章 雑則</u></p> <p><u>第19条・第20条 略</u></p> <p><u>第21条 略</u></p> <p><u>付 則</u></p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5章の規定は、平成22年4月1日から施行する。</p>
---	--

(委員会の招集の特例)

2 最初に招集される委員会は、第27条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

<令和3年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第36号	所 管	経済活性化課
件 名	尼崎市SDGs地域活性化基金条例について				
内 容					
1	<p>制定理由</p> <p>SDGsは、誰一人取り残さない持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標であり、本市において、このSDGsの達成に資する市民の行動や、事業者の取組を促進することで、地域の活性化につながる事業を実施している。今後、こうした事業の実施をより一層推進するための財源を、広く寄付を募り確保することを目的として、地方自治法第241条の規定に基づく尼崎市SDGs地域活性化基金を設置するための条例を制定するもの。</p>				
2	<p>主な制定内容</p> <p>(1) 基金の額（第2条） 基金として積み立てる額について、地域活性化事業に要する経費に充てるための寄付金の額及び毎年度一般会計歳入歳出予算で定める額とする。</p> <p>(2) 管理（第3条） 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管することを義務付けるとともに、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとする。</p> <p>(3) 処分（第5条） 基金は、地域の活性化を図るという設置の目的を達成するため、市長が必要があると認めるときに限り、処分することができることとする。</p>				
3	<p>施行期日 公布の日</p>				

<令和3年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第37号	所 管	施設建設担当
件 名	尼崎市一般廃棄物処理施設整備運営事業者等選定委員会条例について				
内 容					
1	<p>制定理由</p> <p>新たな一般廃棄物処理施設等の整備事業について、設計、施工及び運營業務を一括して発注するDBO方式等で整備をするため、整備運営事業者等の選定を、入札価格だけでなく設計を含めた技術力を総合的に評価する総合評価一般競争入札により行うことから、地方自治法第138条の4第3項の規定による付属機関として、尼崎市一般廃棄物処理施設整備運営事業者等選定委員会を設置するため、条例を制定するもの。</p>				
2	<p>主な制定内容</p> <p>(1) 設置 (第1条)</p> <p>次に掲げる契約の相手方となるべき事業者の選定に関する事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、次に掲げる契約ごとに尼崎市一般廃棄物処理施設整備運営事業者等選定委員会を置く。</p> <p>ア 尼崎市大高洲町において市が設置する一般廃棄物処理施設の設計、建設、運営管理等に係る契約</p> <p>イ 尼崎市大高洲町において市が設置する施設で一般廃棄物の収集、運搬又は処分等の事業の用に供するもの(当該事業に係る事務所の用に供する庁舎を含む。)の設計、建設等に係る契約</p> <p>(2) 組織等 (第2条)</p> <p>ア 委員会は、委員5人以内で組織する。</p> <p>イ 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>ウ 委員は、事業者の選定に関する事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				

<令和3年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第38号	所 管	建築指導課																																												
件 名	尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について																																																
内 容																																																	
<p>1 改正理由</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号)の施行により、エネルギー消費性能確保計画の適合性判定(以下、「省エネ適判」という。)の対象が、建築物の非住宅部分の床面積の合計(以下、「延べ面積」という。)が2,000㎡以上から300㎡以上に拡大されるため、新たに対象となる建築物に係る手数料を追加するもの。また、建築基準法上の用途が工場、倉庫等の場合の省エネ適判に係る手数料等について、国が示す考え方にに基づき、新たに手数料の区分を設定等するもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 省エネ適判の対象拡大に伴う改正</p> <p>省エネ適判の対象について、延べ面積が2,000㎡以上のものから300㎡以上のものに改正されることから、新たに対象となる建築物の省エネ適判の審査及び完了の検査に係る手数料を追加する。</p> <p>(2) 建築基準法上の用途が工場、倉庫等の場合の省エネ適判に係る手数料区分の設定</p> <p>建築基準法上の用途が工場、倉庫等の場合は、エネルギー消費性能の評価の対象とならないものが大半であることから、国が示す手数料設定の考え方にに基づき、非住宅部分において「工場、倉庫等」の区分を新たに設定する。</p> <p>(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定、建築物エネルギー消費性能に係る認定及び低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料区分の改正</p> <p>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等について、延べ面積が300㎡以上2,000㎡未満の区分を、国が示す手数料設定の考え方にに基づき、300㎡以上1,000㎡未満と1,000㎡以上2,000㎡未満に改める。</p> <p>【参考：省エネ適判の申請手数料の例】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">非住宅部分の床面積の合計</th> <th colspan="2">工場、倉庫等の場合</th> <th colspan="2">左記以外の場合</th> </tr> <tr> <th>モデル建物法</th> <th>その他の場合</th> <th>モデル建物法</th> <th>その他の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>300㎡以上 1,000㎡未満</u></td> <td><u>32,000</u></td> <td><u>37,000</u></td> <td><u>119,000</u></td> <td><u>300,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>1,000㎡以上 2,000㎡未満</u></td> <td><u>46,000</u></td> <td><u>51,000</u></td> <td><u>158,000</u></td> <td><u>388,000</u></td> </tr> <tr> <td>2,000㎡以上 5,000㎡未満</td> <td>118,000</td> <td>125,000</td> <td>264,000</td> <td>563,000</td> </tr> <tr> <td>5,000㎡以上 10,000㎡未満</td> <td>168,000</td> <td>175,000</td> <td>339,000</td> <td>689,000</td> </tr> <tr> <td>10,000㎡以上 25,000㎡未満</td> <td>216,000</td> <td>224,000</td> <td>415,000</td> <td>823,000</td> </tr> <tr> <td>25,000㎡以上 50,000㎡未満</td> <td>260,000</td> <td>270,000</td> <td>482,000</td> <td>935,000</td> </tr> <tr> <td>50,000㎡以上</td> <td>379,000</td> <td>390,000</td> <td>644,000</td> <td>1,187,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下線部：今回改正部分</p> <p>3 施行期日 令和3年4月1日</p>						非住宅部分の床面積の合計	工場、倉庫等の場合		左記以外の場合		モデル建物法	その他の場合	モデル建物法	その他の場合	<u>300㎡以上 1,000㎡未満</u>	<u>32,000</u>	<u>37,000</u>	<u>119,000</u>	<u>300,000</u>	<u>1,000㎡以上 2,000㎡未満</u>	<u>46,000</u>	<u>51,000</u>	<u>158,000</u>	<u>388,000</u>	2,000㎡以上 5,000㎡未満	118,000	125,000	264,000	563,000	5,000㎡以上 10,000㎡未満	168,000	175,000	339,000	689,000	10,000㎡以上 25,000㎡未満	216,000	224,000	415,000	823,000	25,000㎡以上 50,000㎡未満	260,000	270,000	482,000	935,000	50,000㎡以上	379,000	390,000	644,000	1,187,000
非住宅部分の床面積の合計	工場、倉庫等の場合		左記以外の場合																																														
	モデル建物法	その他の場合	モデル建物法	その他の場合																																													
<u>300㎡以上 1,000㎡未満</u>	<u>32,000</u>	<u>37,000</u>	<u>119,000</u>	<u>300,000</u>																																													
<u>1,000㎡以上 2,000㎡未満</u>	<u>46,000</u>	<u>51,000</u>	<u>158,000</u>	<u>388,000</u>																																													
2,000㎡以上 5,000㎡未満	118,000	125,000	264,000	563,000																																													
5,000㎡以上 10,000㎡未満	168,000	175,000	339,000	689,000																																													
10,000㎡以上 25,000㎡未満	216,000	224,000	415,000	823,000																																													
25,000㎡以上 50,000㎡未満	260,000	270,000	482,000	935,000																																													
50,000㎡以上	379,000	390,000	644,000	1,187,000																																													

尼崎市建築物等関係事務手数料条例

改正後	現 行
<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条</p> <p>(7)の2 建築基準法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ判定」という。）を受けた部分を含むものに限る。）に関する完了の検査第4号又は前号に定める額に、省エネ判定を受けた建築物の部分について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれアからキまでに定める額を加えて得た額</p> <p>ア 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件 17,000円</p> <p>イ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 28,000円</p> <p>ウ～キ 略</p> <p>(67) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24日法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下この号から第71号までにおいて「新築等計画」という。）の認定の申請（以下この号から第68号までにおいて「認定申請」という。）（申請書に規則で定める書面が添付されているものに限る。以下この号において同じ。）に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額（イ及びウに該当するときは、イ及びウに定める額の合計額）</p> <p>ア 当該認定申請のあった新築等計画が一</p>	<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条</p> <p>(7)の2 建築基準法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ判定」という。）を受けた部分を含むものに限る。）に関する完了の検査第4号又は前号に定める額に、省エネ判定を受けた建築物の部分について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれアからオまでに定める額を加算して得た額</p> <p>ア～オ 略</p> <p>(67) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24日法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（アからウまで、次号ア及びイ、第68号アからエまで、第69号並びに第71号において「新築等計画」という。）の認定の申請（アからウまで、次号及び第68号において「認定申請」という。）（申請書に規則で定める書面が添付されているものに限る。アからウまでにおいて同じ。）に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額（イ及びウに該当するときは、イ及びウに定める額の合計額）</p> <p>ア 当該認定申請のあった新築等計画が一</p>

<p>戸建ての住宅(住宅の用途に供する部分(以下この号において「住宅部分」という。))以外の部分が含まれないものに限る。以下この号から第70号までにおいて同じ。)に係るものである場合 当該一戸建ての住宅の全体について、次に掲げる床面の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>イ 当該認定申請のあった新築等計画の対象に共同住宅等部分(一戸建ての住宅以外の建築物の住宅部分をいう。以下この号から第70号の3までにおいて同じ。)が含まれる場合 当該共同住宅等部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>ウ 当該認定申請のあった新築等計画の対象に非住宅部分(一戸建ての住宅以外の建築物の住宅部分以外の部分をいう。以下この号から第70号の3までにおいて同じ。)が含まれる場合 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定める額</p> <p>(イ) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> 1件 2,000円</p> <p>(ウ) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 1件 35,000円</p> <p>(エ)～(ク) 略</p> <p>(67)の2 認定申請(申請書に設計住宅性能評価書(規則で定めるものに限る。第69号</p>	<p>戸建ての住宅(住宅の用途に供する部分(イ及びウにおいて「住宅部分」という。))以外の部分が含まれないものに限る。以下ア、イ及びウ、次号ア、第68号ア、第69号ア、第69号の2ア並びに第70号アにおいて同じ。)に係るものである場合 当該一戸建ての住宅の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>イ 当該認定申請のあった新築等計画の対象に共同住宅等部分(一戸建ての住宅以外の建築物の住宅部分をいう。以下イ、次号イ、第68号イ、第69号イ、第69号の2イ、第70号イ、第70号の2ア及び第70号の3アにおいて同じ。)が含まれる場合 当該共同住宅等部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>ウ 当該認定申請のあった新築等計画の対象に非住宅部分(一戸建ての住宅以外の建築物の住宅部分以外の部分をいう。以下ウ、第68号ウ及びエ、第69号ウ、第70号ウ及びエ、第70号の2イ並びに第70号の3イ及びウにおいて同じ。)が含まれる場合 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>(イ) <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 1件 35,000円</p> <p>(ウ)～(キ) 略</p> <p>(67)の2 認定申請(申請書に設計住宅性能評価書(規則で定めるものに限る。第69号</p>
--	---

<p>の2において「対象設計住宅性能評価書」という。)の写しが添付されているものに限る。<u>以下この号</u>において同じ。)に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額</p> <p>(68) 認定申請に対する審査 (前2号のいずれかに該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額 (<u>イからエまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額</u>)</p> <p>ウ 当該認定申請のあった新築等計画の対象に非住宅部分が含まれる場合 (当該非住宅部分の全体について市長が別に定める簡易な方法により低炭素化促進法第54条第1項第1号に掲げる基準(<u>以下「低炭素建築物基準」という。</u>)に適合するかどうかを判定する場合に限る。) 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定める額</p> <p>(イ) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件 124,000円</u></p> <p>(ウ) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 163,000円</u></p> <p>(エ)～(ク) 略</p> <p>エ 当該認定申請のあった新築等計画の対象に非住宅部分が含まれる場合 (ウに該当する場合を除く。) 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定める額</p> <p>(イ) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件 30</u></p>	<p>の2において「対象設計住宅性能評価書」という。)の写しが添付されているものに限る。<u>ア及びイ</u>において同じ。)に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額</p> <p>(68) 認定申請に対する審査 (前2号のいずれかに該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額 (<u>イ及びウ又はイ及びエに該当するときは、それぞれイ及びウ又はイ及びエに定める額の合計額</u>)</p> <p>ウ 当該認定申請のあった新築等計画の対象に非住宅部分が含まれる場合 (<u>当該認定申請が、当該非住宅部分の全体について市長が別に定める簡易な方法により低炭素化促進法第54条第1項第1号に掲げる基準 (第70号ウ及び第70号の3イにおいて「低炭素建築物基準」という。)に適合しているかどうかを審査することを求めるものである場合に限る。</u>) 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>(イ) <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 163,000円</u></p> <p>(ウ)～(キ) 略</p> <p>エ 当該認定申請のあった新築等計画の対象に非住宅部分が含まれる場合 (ウに該当する場合を除く。) 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額</p>
--	---

<p>7, 000円</p> <p>(ウ) 1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの 1件 397, 000円</p> <p>(エ)～(ク) 略</p> <p>(69) 低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく新築等計画の変更（以下この号から第71号までにおいて「計画変更」という。）の認定の申請（以下この号から第70号までにおいて「変更認定申請」という。）（申請書に規則で定める書面が添付されているものに限る。以下この号において同じ。）に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額（イ及びウに該当するときは、イ及びウに定める額の合計額）</p> <p>ウ 当該変更認定申請のあった計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第67号ウ(ア)から(ク)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(ク)までに定める額</p> <p>(69)の2 変更認定申請（申請書に対象設計住宅性能評価書の写しが添付されているものに限る。以下この号において同じ。）に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額</p> <p>(70) 変更認定申請に対する審査（前2号のいずれかに該当するものを除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額（イからエまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額）</p> <p>ウ 当該変更認定申請のあった計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合（当該計画変更後の新築等計画に係る非住宅部</p>	<p>(イ) 300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの 1件 397, 000円</p> <p>(ウ)～(キ) 略</p> <p>(69) 低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく新築等計画の変更（アからウまで、次号ア及びイ、第70号アからエまで、第70号の2、第70号の3アからウまで並びに第71号において「計画変更」という。）の認定の申請（アからウまで、次号及び第70号において「変更認定申請」という。）（申請書に規則で定める書面が添付されているものに限る。アからウまでにおいて同じ。）に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額（イ及びウに該当するときは、イ及びウに定める額の合計額）</p> <p>ウ 当該変更認定申請のあった計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第67号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>(69)の2 変更認定申請（申請書に対象設計住宅性能評価書の写しが添付されているものに限る。ア及びイにおいて同じ。）に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額</p> <p>(70) 変更認定申請に対する審査（前2号のいずれかに該当するものを除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額（イ及びウ又はイ及びエに該当するときは、それぞれイ及びウ又はイ及びエに定める額の合計額）</p> <p>ウ 当該変更認定申請のあった計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合（当該変更認定申請が、当該非住宅部分の計画</p>
--	--

<p>分の全体について市長が別に定める簡易な方法により低炭素建築物基準に適合するかどうかを判定する場合に限る。) 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第68号ウ(ア)から(ク)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(ク)までに定める額</p> <p>エ 当該変更認定申請のあった計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合(ウに該当する場合を除く。) 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第68号エ(ア)から(ク)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号エ(ア)から(ク)までに定める額</p> <p>(70)の2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第46条の2の規定に基づく計画変更が同令第44条第2号に該当していることを証する書面(以下この号及び次号において「軽微変更該当証明書」という。)の交付の請求(以下この号及び次号において「交付請求」という。)(請求書に規則で定める書面が添付されているものに限る。以下この号において同じ。)に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額(ア及びイに該当するときは、ア及びイに定める額の合計額)</p> <p>イ 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第67号ウ(ア)から(ク)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(ク)までに定める額</p> <p>(70)の3 交付請求に対する審査(前号に該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応</p>	<p>変更に係る部分の全体について市長が別に定める簡易な方法により低炭素建築物基準に適合しているかどうかを審査することを求めるものである場合に限る。) 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第68号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>エ 当該変更認定申請のあった計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合(ウに該当する場合を除く。) 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第68号エ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号エ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>(70)の2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第46条の2の規定に基づく計画変更が同令第44条第2号に該当していることを証する書面(ア及びイ並びに次号アからウまでにおいて「軽微変更該当証明書」という。)の交付の請求(ア及びイ並びに次号において「交付請求」という。)(請求書に規則で定める書面が添付されているものに限る。ア及びイにおいて同じ。)に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額(ア及びイに該当するときは、ア及びイに定める額の合計額)</p> <p>イ 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第67号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>(70)の3 交付請求に対する審査(前号に該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応</p>
--	--

<p>じ、それぞれアからウまでに定める額（アからウまでのうち2以上に該当するときは、<u>その該当するものに定める額の合計額</u>）</p> <p>イ 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合（当該軽微変更該当証明書に係る計画変更後の新築等計画が、<u>当該新築等計画に係る非住宅部分の全体について市長が別に定める簡易な方法により低炭素建築物基準に適合している旨の判定に係るもの</u>である場合に限る。）当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第68号ウ(ア)から<u>(ク)</u>までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から<u>(ク)</u>までに定める額</p> <p>ウ 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合（イに該当する場合を除く。）当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第68号エ(ア)から<u>(ク)</u>までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号エ(ア)から<u>(ク)</u>までに定める額</p> <p>(71) 低炭素化促進法第54条第2項（低炭素化促進法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合における審査 第67号から第70号までに定める額に、第1号に定める額に相当する額（当該申出のあった新築等計画又は計画変更、建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては第3号に定める額に相当する額を、当該第1号に定める額に相当する額に加えて得た額）<u>を加えて得た額</u></p>	<p>じ、それぞれアからウまでに定める額（<u>ア及びイ又はア及びウに該当するときは、それぞれア及びイ又はア及びウに定める額の合計額</u>）</p> <p>イ 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合（当該軽微変更該当証明書が、<u>当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について市長が別に定める簡易な方法により低炭素建築物基準に適合していることを証する書面</u>である場合に限る。）当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第68号ウ(ア)から<u>(キ)</u>までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から<u>(キ)</u>までに定める額</p> <p>ウ 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合（イに該当する場合を除く。）当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第68号エ(ア)から<u>(キ)</u>までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号エ(ア)から<u>(キ)</u>までに定める額</p> <p>(71) 低炭素化促進法第54条第2項（低炭素化促進法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合における審査 第67号から第70号までに定める額に、第1号に定める額に相当する額（当該申出のあった新築等計画又は計画変更、建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては第3号に定める額に相当する額を、当該第1号に定める額に相当する額に加えて得た額）<u>を加算して得た額</u></p>
--	--

(7)の2 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号から第71号の5までにおいて「確保計画」という。）に係る省エネ判定の申請に対する審査（次号に該当するものを除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額

ア 当該申請のあった省エネ判定が、当該省エネ判定に係る確保計画に係る非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号から第78号までにおいて同じ。）の全体について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「消費性能基準省令」という。）第1条第1項第1号ロに掲げる基準（以下「モデル建物法基準」という。）に適合するかどうかを判定するものである場合（当該非住宅部分の全体が工場、倉庫その他の規則で定める施設（以下この号から第71号の4までにおいて「工場等」という。）の用に供される場合に限る。）当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件 32,000円

(イ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 46,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 118,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件

(7)の2 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物省エネ法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号から第71号の5までにおいて「確保計画」という。）に係る省エネ判定の申請に対する審査（次号に該当するものを除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

<p style="text-align: center;"><u>168,000円</u></p> <p><u>(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> 1件 <u>216,000円</u></p> <p><u>(カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u> 1件 <u>260,000円</u></p> <p><u>(キ) 50,000平方メートル以上のもの</u> 1件 <u>379,000円</u></p> <p>イ 当該申請のあった省エネ判定が、当該省エネ判定に係る確保計画に係る非住宅部分の全体についてモデル建物法基準に適合するかどうかを判定するものである場合（アに該当する場合を除く。）当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p><u>(ア) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> 1件 <u>119,000円</u></p> <p><u>(イ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 1件 <u>158,000円</u></p> <p><u>(ウ)～(キ) 略</u></p> <p>ウ ア又はイに該当する場合以外の場合 （当該申請のあった省エネ判定に係る確保計画に係る非住宅部分の全体が工場等の用に供される場合に限る。）当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額</p>	<p>エ 当該申請のあった省エネ判定が、当該省エネ判定に係る確保計画に係る非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号から第78号までにおいて同じ。）の全体について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「消費性能基準省令」という。）第1条第1項第1号ロに掲げる基準（以下「モデル建物法基準」という。）に適合するかどうかを判定するものである場合 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(オ)までに定める額</p> <p><u>(ア)～(オ) 略</u></p>
---	--

<p>(ア) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件 37,000円</u></p> <p>(イ) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 51,000円</u></p> <p>(ウ) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 125,000円</u></p> <p>(エ) <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 175,000円</u></p> <p>(オ) <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 224,000円</u></p> <p>(カ) <u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 270,000円</u></p> <p>(キ) <u>50,000平方メートル以上のもの 1件 390,000円</u></p> <p>エ アからウまでのいずれかに該当する場合以外の場合 当該申請のあった省エネ判定に係る確保計画に係る非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>(ア) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件 300,000円</u></p> <p>(イ) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 388,000円</u></p> <p>(ウ)～(キ) 略</p> <p>(7)の2の2 確保計画に係る省エネ判定の申請(認定建築物エネルギー消費性能向上計画(建築物省エネ法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。))に記載された他の建築物(建</p>	<p>イ アに該当する場合以外の場合 当該申請のあった省エネ判定に係る確保計画に係る非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(オ)までに定める額</p> <p>(ア)～(オ) 略</p> <p>(7)の2の2 確保計画に係る省エネ判定の申請(認定建築物エネルギー消費性能向上計画(建築物省エネ法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。))に記載された他の建築物(建</p>
---	--

建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この号から第76号までにおいて同じ。)に係るもので申請書に規則で定める書面が添付されているものに限る。以下この号において同じ。)に対する審査 当該申請のあった省エネ判定に係る確保計画に係る非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれアからキまでに定める額

ア 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件 22,000円

イ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 35,000円

ウ～キ 略

(7)の3 確保計画の変更(以下この号から第71号の5までにおいて「計画変更」という。)があった場合における建築物省エネ法第12条第2項後段又は第13条第3項後段の規定に基づく当該計画変更後の確保計画に係る省エネ判定の申請に対する審査(次号に該当するものを除く。)次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額

ア 当該申請のあった省エネ判定が、当該省エネ判定に係る計画変更後の確保計画に係る非住宅部分の全体についてモデル建物法基準に適合するかどうかを判定するものである場合(当該非住宅部分の全体が工場等の用に供される場合に限る。)

当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(イ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 1件 22,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000

建築物省エネ法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この号から第76号までにおいて同じ。)に係るもので申請書に規則で定める書面が添付されているものに限る。以下この号において同じ。)に対する審査 当該申請のあった省エネ判定に係る確保計画に係る非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれアからオまでに定める額

ア～オ 略

(7)の3 確保計画の変更(以下この号から第71号の5までにおいて「計画変更」という。)があった場合における建築物省エネ法第12条第2項後段又は第13条第3項後段の規定に基づく当該計画変更後の確保計画に係る省エネ判定の申請に対する審査(次号に該当するものを除く。)次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

<p><u>平方メートル未満のもの 1件 32,000円</u></p> <p><u>(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 46,000円</u></p> <p><u>(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 118,000円</u></p> <p><u>(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 168,000円</u></p> <p><u>(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 216,000円</u></p> <p><u>(キ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 260,000円</u></p> <p><u>(ク) 50,000平方メートル以上のもの 1件 379,000円</u></p> <p><u>イ 当該申請のあった省エネ判定が、当該省エネ判定に係る計画変更後の確保計画に係る非住宅部分の全体についてモデル建物法基準に適合するかどうかを判定するものである場合（アに該当する場合を除く。）当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定める額</u></p> <p><u>(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件 119,000円</u></p> <p><u>(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 158,000円</u></p> <p><u>(エ)～(ク) 略</u></p> <p><u>ウ ア又はイに該当する場合以外の場合（当該申請のあった省エネ判定に係る計画変更後の確保計画に係る非住宅部分の</u></p>	<p><u>ア 当該申請のあった省エネ判定が、当該省エネ判定に係る計画変更後の確保計画に係る非住宅部分の全体についてモデル建物法基準に適合するかどうかを判定するものである場合 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額</u></p> <p><u>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 158,000円</u></p> <p><u>(ウ)～(キ) 略</u></p>
---	--

<p>全体が工場等の用に供される場合に限る。) 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満のもの 1件 26,000円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件 37,000円</p> <p>(ウ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 51,000円</p> <p>(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 125,000円</p> <p>(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 175,000円</p> <p>(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 224,000円</p> <p>(キ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 270,000円</p> <p>(ク) 50,000平方メートル以上のもの 1件 390,000円</p> <p>エ アからウまでのいずれかに該当する場合以外の場合 当該申請のあった省エネ判定に係る計画変更後の確保計画に係る非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定める額</p> <p>(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件 300,000円</p> <p>(ウ) 1,000平方メートル以上2,0</p>	<p>イ アに該当する場合以外の場合 当該申請のあった省エネ判定に係る計画変更後の確保計画に係る非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000</p>
---	--

<p>00平方メートル未満のもの 1件 388,000円</p> <p><u>(エ)～(ク)</u> 略</p> <p>(7)の3の2 計画変更があった場合における建築物省エネ法第12条第2項後段又は第13条第3項後段の規定に基づく当該計画変更後の確保計画に係る省エネ判定の申請（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に係るもので申請書に規則で定める書面が添付されているものに限る。以下この号において同じ。）に対する審査 当該申請のあった省エネ判定に係る計画変更後の確保計画に係る非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれアから<u>ク</u>までに定める額</p> <p><u>イ</u> 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件 22,000円</p> <p><u>ウ</u> 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 35,000円</p> <p><u>エ～ク</u> 略</p> <p>(7)の4 計画変更があった場合における建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。）第11条の規定に基づく当該計画変更が建築物省エネ法施行規則第3条に規定する軽微な変更^イに該当していることを証する書面（以下この号及び次号において「軽微変更該当証明書」という。）の交付の請求（以下この号及び次号において「交付請求」という。）に対する審査（次号に該当するものを除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれアから<u>エ</u>までに定める額</p> <p><u>ア</u> 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更後の確保計画が、当</p>	<p>平方メートル未満のもの 1件 388,000円</p> <p><u>(ウ)～(キ)</u> 略</p> <p>(7)の3の2 計画変更があった場合における建築物省エネ法第12条第2項後段又は第13条第3項後段の規定に基づく当該計画変更後の確保計画に係る省エネ判定の申請（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に係るもので申請書に規則で定める書面が添付されているものに限る。以下この号において同じ。）に対する審査 当該申請のあった省エネ判定に係る計画変更後の確保計画に係る非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれアから<u>キ</u>までに定める額</p> <p><u>イ</u> 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 35,000円</p> <p><u>ウ～キ</u> 略</p> <p>(7)の4 計画変更があった場合における建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。）第11条の規定に基づく当該計画変更が建築物省エネ法施行規則第3条に規定する軽微な変更^イに該当していることを証する書面（以下この号及び次号において「軽微変更該当証明書」という。）の交付の請求（以下この号及び次号において「交付請求」という。）に対する審査（次号に該当するものを除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又は<u>イ</u>に定める額</p>
--	---

<p><u>該確保計画に係る非住宅部分の全体についてモデル建物法基準に適合している旨の省エネ判定に係るものである場合（当該非住宅部分の全体が工場等の用に供される場合に限る。） 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第71号の3ア(ア)から(ク)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)から(ク)までに定める額</u></p> <p>イ 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更後の確保計画が、<u>当該確保計画に係る非住宅部分の全体についてモデル建物法基準に適合している旨の省エネ判定に係るものである場合（アに該当する場合を除く。）</u> 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第71号の3イ(ア)から(ク)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(ク)までに定める額</p> <p>ウ ア又はイに該当する場合以外の場合 <u>（当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更後の確保計画に係る非住宅部分の全体が工場等の用に供される場合に限る。） 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第71号の3ウ(ア)から(ク)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(ク)までに定める額</u></p> <p>エ アからウまでのいずれかに該当する場合以外の場合 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更後の確保計画に係る非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第71号の3エ(ア)から(ク)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号エ(ア)から(ク)までに定める額</p> <p>(7)の5 交付請求（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に</p>	<p>ア 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書が、<u>当該軽微変更該当証明書に係る計画変更後の確保計画に係る非住宅部分の計画変更に係る部分の全体についてモデル建物法基準に適合していることを証する書面である場合</u> 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第71号の3ア(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>イ アに該当する場合以外の場合 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更後の確保計画に係る非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第71号の3イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>(7)の5 交付請求（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に</p>
--	---

<p>係るもので請求書に規則で定める書面が添付されているものに限る。以下この号において同じ。)に対する審査 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更後の確保計画に係る非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第71号の3の2アから<u>ク</u>までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号アから<u>ク</u>までに定める額</p> <p>(72) 建築物省エネ法第<u>34</u>条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この号から第76号までにおいて「性能向上計画」という。)の認定の申請(以下この号及び次号において「認定申請」という。)(申請書に規則で定める書面が添付されているものに限る。以下この号において同じ。)に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(アからエまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額)</p> <p>ア 当該認定申請のあった性能向上計画に係る申請建築物(建築物省エネ法第<u>34</u>条第3項に規定する申請建築物をいう。以下この号から第76号までにおいて同じ。)が一戸建ての住宅(非住宅部分が含まれないものに限る。以下この号から第78号までにおいて同じ。)である場合 当該一戸建ての住宅の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>ウ 当該認定申請のあった性能向上計画に係る申請建築物に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(イ) <u>300</u>平方メートル以上<u>1,000</u>平方メートル未満のもの 1件 <u>2,000</u>円</p>	<p>係るもので請求書に規則で定める書面が添付されているものに限る。以下この号において同じ。)に対する審査 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更後の確保計画に係る非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第71号の3の2アから<u>キ</u>までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号アから<u>キ</u>までに定める額</p> <p>(72) 建築物省エネ法第<u>29</u>条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この号から第76号までにおいて「性能向上計画」という。)の認定の申請(以下この号及び次号において「認定申請」という。)(申請書に規則で定める書面が添付されているものに限る。以下この号において同じ。)に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(アからエまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額)</p> <p>ア 当該認定申請のあった性能向上計画に係る申請建築物(建築物省エネ法第<u>29</u>条第3項に規定する申請建築物をいう。以下この号から第76号までにおいて同じ。)が一戸建ての住宅(非住宅部分が含まれないものに限る。以下この号から第78号までにおいて同じ。)である場合 当該一戸建ての住宅の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>ウ 当該認定申請のあった性能向上計画に係る申請建築物に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額</p>
--	--

<p>(ウ) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 35,000円</u></p> <p>(エ)～(ク) 略</p> <p>エ 当該認定申請のあった性能向上計画に建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項(次号から第75号までににおいて「他の建築物の位置等」という。)が記載されている場合 当該性能向上計画に記載されている他の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ(ア)から(ウ)までに定める額 ((イ)及び(ウ)に該当するときは、(イ)及び(ウ)に定める額の合計額)を算定した額の合計額</p> <p>(ウ) 当該他の建築物に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の全体について、ウ(ア)から(ク)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれウ(ア)から(ク)までに定める額</p> <p>(73) 認定申請に対する審査(前号に該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからオまでに定める額(アからオまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額)</p> <p>ウ 当該認定申請のあった性能向上計画に係る申請建築物に非住宅部分が含まれる場合(当該非住宅部分の全体について消費性能基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準(以下「モデル建物法誘導基準」という。)に適合するかどうかを判定する場合に限る。) 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)に定める額</p> <p>(イ) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件 119,000円</u></p> <p>(ウ) <u>1,000平方メートル以上2,0</u></p>	<p>(イ) <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 35,000円</u></p> <p>(ウ)～(キ) 略</p> <p>エ 当該認定申請のあった性能向上計画に建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合 当該性能向上計画に記載されている他の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ(ア)から(ウ)までに定める額 ((イ)及び(ウ)に該当するときは、(イ)及び(ウ)に定める額の合計額)を算定した額の合計額</p> <p>(ウ) 当該他の建築物に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の全体について、ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれウ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>(73) 認定申請に対する審査(前号に該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからオまでに定める額(イからオまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額)</p> <p>ウ 当該認定申請のあった性能向上計画に係る申請建築物に非住宅部分が含まれる場合(当該非住宅部分の全体について消費性能基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準(以下「モデル建物法誘導基準」という。)に適合するかどうかを判定する場合に限る。) 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)に定める額</p> <p>(イ) <u>300平方メートル以上2,000</u></p>
--	--

<p>00平方メートル未満のもの 1件 158,000円</p> <p><u>(エ)～(ク)</u> 略</p> <p>エ 当該認定申請のあった性能向上計画に係る申請建築物に非住宅部分が含まれる場合（ウに該当する場合を除く。） 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定める額</p> <p><u>(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件 300,000円</u></p> <p><u>(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 388,000円</u></p> <p><u>(エ)～(ク)</u> 略</p> <p>オ 当該認定申請のあった性能向上計画に<u>他の建築物の位置等</u>が記載されている場合 当該性能向上計画に記載されている他の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ(ア)から(エ)までに定める額（(ア)から(エ)までのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額）を算定した額の合計額</p> <p>(ウ) 当該他の建築物に非住宅部分が含まれる場合（当該非住宅部分の全体についてモデル建物法誘導基準に適合するかどうかを判定する場合に限る。） 当該非住宅部分の全体について、ウ(ア)から(ク)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれウ(ア)から(ク)までに定める額</p> <p>(エ) 当該他の建築物に非住宅部分が含まれる場合（(ウ)に該当する場合を除く。） 当該非住宅部分の全体について、エ(ア)から(ク)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれエ(ア)</p>	<p>平方メートル未満のもの 1件 158,000円</p> <p><u>(ウ)～(キ)</u> 略</p> <p>エ 当該認定申請のあった性能向上計画に係る申請建築物に非住宅部分が含まれる場合（ウに該当する場合を除く。） 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p><u>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 388,000円</u></p> <p><u>(ウ)～(キ)</u> 略</p> <p>オ 当該認定申請のあった性能向上計画に<u>建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項</u>が記載されている場合 当該性能向上計画に記載されている他の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ(ア)から(エ)までに定める額（(ア)から(エ)までのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額）を算定した額の合計額</p> <p>(ウ) 当該他の建築物に非住宅部分が含まれる場合（当該非住宅部分の全体についてモデル建物法誘導基準に適合するかどうかを判定する場合に限る。） 当該非住宅部分の全体について、ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれウ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>(エ) 当該他の建築物に非住宅部分が含まれる場合（(ウ)に該当する場合を除く。） 当該非住宅部分の全体について、エ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれエ(ア)</p>
---	--

<p>から<u>(ク)</u>までに定める額</p> <p>(74) 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更（以下この号から第76号までにおいて「計画変更」という。）の認定の申請（以下この号及び次号において「変更認定申請」という。）（申請書に規則で定める書面が添付されているものに限る。以下この号において同じ。）に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額（アからエまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額）</p> <p>ウ 当該変更認定申請のあった計画変更後の性能向上計画に係る申請建築物に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第72号ウ(ア)から<u>(ク)</u>までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から<u>(ク)</u>までに定める額</p> <p>エ 当該変更認定申請のあった計画変更後の性能向上計画に<u>他の建築物の位置等</u>が記載されている場合 当該性能向上計画に記載されている他の建築物（当該計画変更に係るものに限る。以下この号において同じ。）ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ(ア)から(ウ)までに定める額（(イ)及び(ウ)に該当するときは、(イ)及び(ウ)に定める額の合計額）を算定した額の合計額</p> <p>(ウ) 当該他の建築物に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第72号ウ(ア)から<u>(ク)</u>までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から<u>(ク)</u>までに定める額</p> <p>(75) 略</p> <p>ウ 当該変更認定申請のあった計画変更後の性能向上計画に係る申請建築物に非住</p>	<p>から<u>(キ)</u>までに定める額</p> <p>(74) 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更（以下この号から第76号までにおいて「計画変更」という。）の認定の申請（以下この号及び次号において「変更認定申請」という。）（申請書に規則で定める書面が添付されているものに限る。以下この号において同じ。）に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額（アからエまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額）</p> <p>ウ 当該変更認定申請のあった計画変更後の性能向上計画に係る申請建築物に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第72号ウ(ア)から<u>(キ)</u>までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から<u>(キ)</u>までに定める額</p> <p>エ 当該変更認定申請のあった計画変更後の性能向上計画に<u>建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項</u>が記載されている場合 当該性能向上計画に記載されている他の建築物（当該計画変更に係るものに限る。以下この号において同じ。）ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ(ア)から(ウ)までに定める額（(イ)及び(ウ)に該当するときは、(イ)及び(ウ)に定める額の合計額）を算定した額の合計額</p> <p>(ウ) 当該他の建築物に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第72号ウ(ア)から<u>(キ)</u>までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から<u>(キ)</u>までに定める額</p> <p>(75) 略</p> <p>ウ 当該変更認定申請のあった計画変更後の性能向上計画に係る申請建築物に非住</p>
--	---

<p>宅部分が含まれる場合（当該非住宅部分の全体についてモデル建物法誘導基準に適合するかどうかを判定する場合に限る。） 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号ウ(ア)から<u>(ク)</u>までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から<u>(ク)</u>までに定める額</p> <p>エ 当該変更認定申請のあった計画変更後の性能向上計画に係る申請建築物に非住宅部分が含まれる場合（ウに該当する場合を除く。） 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号エ(ア)から<u>(ク)</u>までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号エ(ア)から<u>(ク)</u>までに定める額</p> <p>オ 当該変更認定申請のあった計画変更後の性能向上計画に<u>他の建築物の位置等</u>が記載されている場合 当該性能向上計画に記載されている他の建築物（当該計画変更に係るものに限る。以下この号において同じ。）ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ(ア)から(エ)までに定める額((ア)から(エ)までのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額)を算定した額の合計額</p> <p>(ウ) 当該他の建築物に非住宅部分が含まれる場合（当該非住宅部分の全体についてモデル建物法誘導基準に適合するかどうかを判定する場合に限る。） 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号ウ(ア)から<u>(ク)</u>までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から<u>(ク)</u>までに定める額</p> <p>(エ) 当該他の建築物に非住宅部分が含まれる場合（(ウ)に該当する場合を除</p>	<p>宅部分が含まれる場合（当該非住宅部分の<u>計画変更に係る部分</u>の全体についてモデル建物法誘導基準に適合するかどうかを判定する場合に限る。） 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号ウ(ア)から<u>(キ)</u>までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から<u>(キ)</u>までに定める額</p> <p>エ 当該変更認定申請のあった計画変更後の性能向上計画に係る申請建築物に非住宅部分が含まれる場合（ウに該当する場合を除く。） 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号エ(ア)から<u>(キ)</u>までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号エ(ア)から<u>(キ)</u>までに定める額</p> <p>オ 当該変更認定申請のあった計画変更後の性能向上計画に<u>建築物省エネ法第29条第3項各号</u>に掲げる事項が記載されている場合 当該性能向上計画に記載されている他の建築物（当該計画変更に係るものに限る。以下この号において同じ。）ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ(ア)から(エ)までに定める額((ア)から(エ)までのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額)を算定した額の合計額</p> <p>(ウ) 当該他の建築物に非住宅部分が含まれる場合（当該非住宅部分の<u>計画変更に係る部分</u>の全体についてモデル建物法誘導基準に適合するかどうかを判定する場合に限る。） 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号ウ(ア)から<u>(キ)</u>までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から<u>(キ)</u>までに定める額</p> <p>(エ) 当該他の建築物に非住宅部分が含まれる場合（(ウ)に該当する場合を除</p>
---	--

く。) 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号エ(ア)から(ク)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号エ(ア)から(ク)までに定める額

(75)の2 略

イ 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第72号ウ(ア)から(ク)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(ク)までに定める額

(75)の3 略

イ 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合 (当該軽微変更該当証明書に係る計画変更後の性能向上計画が、当該性能向上計画に係る非住宅部分の全体についてモデル建物法誘導基準に適合している旨の判定に係るものである場合に限る。) 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号ウ(ア)から(ク)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(ク)までに定める額

ウ 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合 (イに該当する場合を除く。) 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号エ(ア)から(ク)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号エ(ア)から(ク)までに定める額

(76) 建築物省エネ法第35条第2項 (建築物省エネ法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う場合における審査 第72号から第75号まで

く。) 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号エ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号エ(ア)から(キ)までに定める額

(75)の2 略

イ 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第72号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額

(75)の3 略

イ 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合 (当該軽微変更該当証明書が、当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体についてモデル建物法誘導基準に適合していることを証する書面である場合に限る。) 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額

ウ 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合 (イに該当する場合を除く。) 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号エ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号エ(ア)から(キ)までに定める額

(76) 建築物省エネ法第30条第2項 (建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う場合における審査 第72号から第75号まで

<p>に定める額に、申請建築物に係る第1号に定める額に相当する額（当該申出のあった性能向上計画（他の建築物に係る部分を除く。以下この号において同じ。）又は計画変更後の性能向上計画に、建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあつては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあつては第3号に定める額に相当する額を、当該第1号に定める額に相当する額に加えて得た額）を加えて得た額</p> <p>(77) 建築物省エネ法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）（申請書に規則で定める書面が添付されているものに限る。以下この号において同じ。）に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額（イ及びウに該当するときは、イ及びウに定める額の合計額）</p> <p>ウ 当該認定申請のあった建築物に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の全体について、第72号ウ(ア)から(ク)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(ク)までに定める額</p> <p>(78) 略</p> <p>ア 当該認定申請のあった建築物が一戸建ての住宅である場合（当該一户建ての住宅の全体について消費性能基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(3)及びロ(3)に掲げる基準（ウにおいて「仕様基準」という。）に適合するかどうかを判定する場合に限る。） 当該一户建ての住宅の全体につい</p>	<p>に定める額に、申請建築物に係る第1号に定める額に相当する額（当該申出のあった性能向上計画（他の建築物に係る部分を除く。以下この号において同じ。）又は計画変更後の性能向上計画に、建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあつては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあつては第3号に定める額に相当する額を、当該第1号に定める額に相当する額に加えて得た額）を加えて得た額</p> <p>(77) 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定（次号において「基準適合認定」という。）の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）（申請書に規則で定める書面が添付されているものに限る。以下この号において同じ。）に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額（イ及びウに該当するときは、イ及びウに定める額の合計額）</p> <p>ウ 当該認定申請のあった建築物に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の全体について、第72号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>(78) 略</p> <p>ア 当該認定申請のあった建築物が一戸建ての住宅である場合（当該認定申請が、当該一户建ての住宅の全体について消費性能基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(3)及びロ(3)に掲げる基準（ウにおいて「仕様基準」という。）に適合している旨の基準適合認定に係るものである場合に</p>
--	---

<p>て、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>ウ 当該認定申請のあった建築物に共同住宅等部分が含まれる場合（当該共同住宅等部分の全体について消費性能基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に掲げる基準又は仕様基準に適合するかどうかを判定する場合に限る。）当該共同住宅等部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>オ 当該認定申請のあった建築物に非住宅部分が含まれる場合（当該非住宅部分の全体についてモデル建物法基準に適合するかどうかを判定する場合に限る。）当該非住宅部分の全体について、第73号ウ(ア)から(ク)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(ク)までに定める額</p> <p>カ 当該認定申請のあった建築物に非住宅部分が含まれる場合（オに該当する場合を除く。）当該非住宅部分の全体について、第73号エ(ア)から(ク)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号エ(ア)から(ク)までに定める額</p>	<p>限る。）当該一戸建ての住宅の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>ウ 当該認定申請のあった建築物に共同住宅等部分が含まれる場合（<u>当該認定申請が、当該共同住宅等部分の全体について消費性能基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に掲げる基準又は仕様基準に適合している旨の基準適合認定に係るものである</u>場合に限る。）当該共同住宅等部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>オ 当該認定申請のあった建築物に非住宅部分が含まれる場合（<u>当該認定申請が、当該非住宅部分の全体についてモデル建物法基準に適合している旨の基準適合認定に係るものである</u>場合に限る。）当該非住宅部分の全体について、第73号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>カ 当該認定申請のあった建築物に非住宅部分が含まれる場合（オに該当する場合を除く。）当該非住宅部分の全体について、第73号エ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号エ(ア)から(キ)までに定める額</p>
---	--

<令和3年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第39号	所 管	道路課
件 名	尼崎市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和2年政令第329号)の施行による道路構造令の改正に伴い、道路構造令における規定を準用している部分について、その条番号が変更されたため、所要の整備を行うもの。				
2	改正内容 市道の構造の技術的基準について、道路構造令を引用している第3条の規定中、「第41条第2項」を「第42条第2項」に改める。				
3	施行期日 公布の日				

尼崎市市道の構造の技術的基準等を定める条例

改正後	現 行
<p>(市道の構造の技術的基準)</p> <p>第3条 法第30条第3項の条例で定める技術基準は、道路構造令（昭和45年政令第320号）<u>第42条第2項</u>において読み替えて準用する同令の規定に規定する基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。</p>	<p>(市道の構造の技術的基準)</p> <p>第3条 法第30条第3項の条例で定める技術基準は、道路構造令（昭和45年政令第320号）<u>第41条第2項</u>において読み替えて準用する同令の規定に規定する基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。</p>

<令和3年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第40号	所 管	放置自転車対策担当
件 名	尼崎市自転車等の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>現在、放置された自転車及び原動機付自転車（以下「自転車等」という。）の撤去、保管及び返還（以下「撤去等」という。）に係る業務を各自転車駐車場の指定管理者に委託しているが、市内3か所の撤去自転車等の保管所において、当該自転車等の返還を求める者に対する撤去等に要した費用の徴収は、市直営で行っている。</p> <p>この度、国から当該費用は地方自治法第227条の「手数料」として整理することができ、地方自治法施行令第158条第1項第2号に基づき、私人に当該費用の徴収事務を委託することが可能であるとの考えが示されたこと等から、令和3年度より民間委託するため、所要の文言整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 徴収に係る規定の見直し</p> <p>撤去自転車等の保管所において、市直営で行っている撤去等に要した費用の徴収に係る規定を、撤去自転車等の返還の際に納付を要する「手数料」に係る規定に改める。</p> <p>(2) その他の整備</p> <p>現在、規則規定としている撤去自転車等の返還の際に徴収する額について、条例規定に改める等、所要の文言整備を行う。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和3年4月1日</p>					

尼崎市自転車等の放置の防止に関する条例

改正後	現 行
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(2) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車（以下「自転車」という。）<u>又は同項第10号に規定する原動機付自転車（以下「原動機付自転車」という。）をいう。</u></p> <p>(撤去した自転車等の売却、廃棄処分等)</p> <p>第11条 市長は、前条第1項の規定により保管した自転車等（以下「保管自転車等」という。）<u>について同条第2項の規定による告示の日（以下「告示日」という。）から起算して1月を経過してもなお当該保管自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。</u></p> <p>2 市長は、前項の規定により<u>保管自転車等を売却しようとする場合において、当該保管自転車等について買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、当該保管自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。</u></p> <p>3 市長は、第1項の規定により<u>保管自転車等を売却した場合において、告示日から起算して6月以内に当該保管自転車等の所有者等から請求があったときは、同項の規定により保管した代金（以下「保管代金」という。）を返還しなければならない。</u></p> <p>4 告示日から起算して6月を経過してもなお<u>保管自転車等又は保管代金を当該保管自転車等の所有者等に返還することができないときは、当該保管自転車等の所有権又は当該保管</u></p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(2) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車（以下「自転車」という。）<u>及び同項第10号に規定する原動機付自転車</u>をいう。</p> <p>(撤去した自転車等の売却、廃棄処分等)</p> <p>第11条 市長は、前条第1項の規定により保管した自転車等について同条第2項の規定による告示の日（以下「告示日」という。）から起算して1月を経過してもなお当該自転車等を返還できない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により<u>自転車等を売却しようとする場合において買受人がないとき、又は売却することができないと認められるときは、当該自転車等を廃棄等の処分</u>にすることができる。</p> <p>3 市長は、第1項の規定により<u>当該自転車等を売却した後、告示日から6月以内に自転車等の所有者等から請求があったときは、保管した代金を返還しなければならない。</u></p> <p>4 告示日から起算して6月を経過してもなお<u>前条第1項の規定により保管した自転車等又は第1項の規定により保管した代金を所有者等に返還できないときは、当該自転車等の所</u></p>

<p>代金は、市に帰属する。</p> <p><u>(返還手数料)</u></p> <p>第12条 <u>保管自転車等又は保管代金の返還を受けようとする者（以下「返還希望者」という。）は、当該返還の申出の際、次に掲げる申出の区分に応じ、当該号に定める額の手数料を納付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>保管自転車等（自転車に限る。）又はその売却に係る保管代金の返還の申出 1台又は1件につき2,500円</u></p> <p>(2) <u>保管自転車等（原動機付自転車に限る。）又はその売却に係る保管代金の返還の申出 1台又は1件につき5,000円</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、返還希望者は、規則で定める場合に該当するときは、同項の手数料（以下「返還手数料」という。）の納付を要しない。</u></p> <p>3 <u>市長は、災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認めるときは、返還手数料を減免することができる。</u></p> <p>4 <u>既納の返還手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>有権又は当該代金は、市に帰属する。</p> <p><u>(費用の徴収)</u></p> <p>第12条 <u>市長は、第9条から前条までの規定による自転車等の撤去、保管、売却その他の措置に要した費用を、当該自転車等の所有者等から徴収することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により徴収する費用の額は、規則で定める。</u></p>
--	--

<令和3年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第41号	所 管	都市政策課
件 名	丹波少年自然の家事務組合からの脱退について				
内 容					
1	<p>趣旨</p> <p>丹波少年自然の家事務組合（以下「事務組合」という。）は、丹波少年自然の家の設置及び管理に関する事務を共同処理するために昭和54年に設立され、現在は阪神丹波地域の10市町（西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町・丹波市・丹波篠山市及び本市）が構成団体となっている。</p> <p>本市では、平成8年に尼崎市立美方高原自然の家が竣工してからも、丹波少年自然の家を自然学校に利用してきたが、今後の児童数の減少や美方高原自然の家の老朽化の状況、本市の厳しい財政状況を踏まえると、自然学校に利用している2つの施設のあり方について、改めて検討する必要があるとの認識に達し、検討を行ってきた。</p> <p>その結果、令和元年度に入り、「自然学校は令和4年度以降、原則美方高原自然の家を利用する」という方針を固め、この方針を受けて「事務組合からの令和4年度中の脱退に向けて、構成団体と調整を行う」という考えに至った。</p> <p>その後、構成団体との協議を経て、本市の方針や考え方について一定理解が得られたとの認識のもと、事務組合からの脱退を行うため、地方自治法第286条の2第1項の規定に基づき、議決を求めるもの。</p>				
2	<p>脱退予定日</p> <p>令和5年3月31日</p>				
3	<p>今後の進め方</p> <p>地方自治法第286条の2第1項の規定に基づき、議会の議決を経て、脱退する日の2年前までに他の全ての構成団体に書面で予告を行う。</p>				

<令和3年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第42号	所 管	地域総合センター担当
件 名	工事請負契約について（地域総合センター上ノ島新築工事）				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市玄番南之町5番地6 株式会社トータルサプライ 代表取締役 柄谷 順一郎				
2	契約金額 260,590,000円（※ 金額は消費税等相当額10%を含む。）				
3	契約の方法 一般競争入札（制限付）				
4	開札年月日 令和2年11月13日				
5	工事内容 地域総合センター新築工事 鉄筋コンクリート造り 2階建て 1棟 延べ面積 861.94平方メートル 外構工事				
6	工期 契約締結の日から360日間				

開 札 結 果 表

		開札年月日	令和2年11月13日
件 名	地域総合センター上ノ島新築工事		
落 札 者 名	(株) トータルサプライ	落 札 金 額	236,900,000円
予 定 価 格	255,900,000円	最 低 制 限 価 格	233,548,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額 (円)		
(株) トータルサプライ	236,900,000	決定	
宮崎建設 (株)	244,500,000		
(株) オカモト・コンストラクション・システム	250,000,000		
(株) サージ・コア	256,300,000	※予定価格超過	
河本工業 (株)	257,450,000	※予定価格超過	
(株) 三田工務店	258,700,000	※予定価格超過	
(株) 吉川組	277,000,000	※予定価格超過	
(株) ユハラ	辞退		
(株) 柄谷工務店	辞退		

(※ 金額は消費税等相当額10%を含まない。)

<令和3年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第43号	所 管	行政管理課
件 名	包括外部監査契約の締結について				
内 容					
1	<p>契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査の実施及び監査結果に関する報告を受けること。</p>				
2	<p>包括外部監査人として契約を締結する者 芦屋市松ノ内町6番20号 弁護士 重田 和寿</p>				
3	<p>契約の内容</p> <p>(1) 契約の期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p> <p>(2) 契約の金額 11,964,000円を上限とする額</p> <p>(3) 契約の方法 随意契約</p>				
4	<p>選定経緯</p> <p>(1) 地方自治法第252条の36第4項において、連続して4回、同一の者と包括外部監査契約を締結してはならないと規定されており、現在の包括外部監査人とは令和2年度で3回目の契約となるため、新たな包括外部監査人を選定した。</p> <p>(2) 日本公認会計士協会兵庫会及び兵庫県弁護士会に、複数の候補者の推薦を依頼したところ、日本公認会計士協会兵庫会から1人、兵庫県弁護士会から1人の計2人の候補者の推薦があった。</p> <p>(3) 総務局長を座長として、4人の委員からなる選定会議を設置し、候補者の提案書に基づき、書類選考及び面接を実施した。</p> <p>(4) 他都市での外部監査の実績、監査の実施体制及び人物評価も含めた総合評価の結果、最も評価の高かった者を選定した。</p>				
5	<p>主な選定理由</p> <p>(1) 包括外部監査制度及び本市の行政課題等への理解度も高く、有効な監査に努めていくという姿勢が感じられる。</p> <p>(2) 効果的な監査実施体制の確保や円滑な監査の実施が期待できる。</p>				

<令和3年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第44号	所 管	福祉課
件 名	権利の放棄について(災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利)				
内 容					
1 権利の内容					
<p>阪神・淡路大震災に係る災害援護資金の借受人のうち、当該借受人の死亡又はその収入状況等により、その償還が著しく困難であるものの連帯保証人に対して有する次に掲げる金銭に係る連帯保証債務履行請求権</p> <p>(1) 当該災害援護資金に係る貸付金の元金</p> <p>(2) 元金に係る利子</p>					
2 相手方及び放棄する債権額					
(単位：円)					
No.	相手方	放棄額		合計	
		元金	利子		
1		2,490,617	194,103	2,684,720	
2		1,333,190	88,852	1,422,042	
3		1,803,903	110,862	1,914,765	
4		1,495,692	125,818	1,621,510	
5		1,698,276	143,104	1,841,380	
6		2,150,158	156,692	2,306,850	
7		383,991	9,203	393,194	
8		1,699,138	143,242	1,842,380	
9		942,370	53,645	996,015	
10		1,499,138	126,372	1,625,510	
11		1,743,301	110,484	1,853,785	
12		662,720	43,055	705,775	
13		447,688	17,440	465,128	
14		2,441,405	201,445	2,642,850	
15		619,436	26,579	646,015	
16		1,700,000	143,380	1,843,380	
17		1,637,966	133,414	1,771,380	
合計		24,748,989	1,827,690	26,576,679	

3 放棄の理由

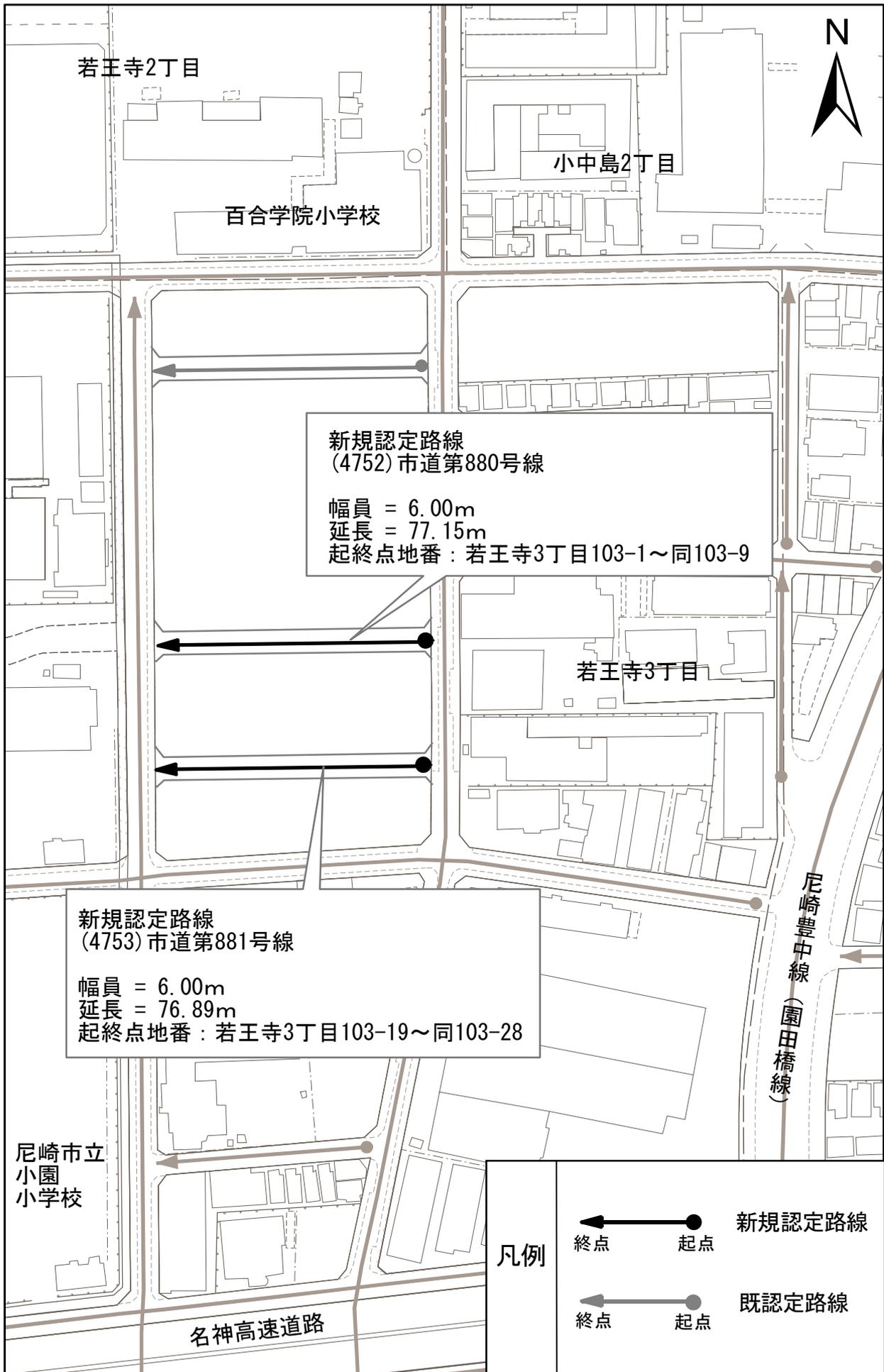
本件に係る権利を議会の議決を経て放棄した後、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、借受人に対して有する災害援護資金の償還を免除することで、当該償還を免除した金額に相当する額の兵庫県からの貸付金の償還が免除されるため。

<令和3年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第45号	所 管	道路課						
件 名	市道路線の認定について										
内 容											
<p>1 理由 道路法第8条第2項の規定により、市道路線を認定するため、議決を求めるもの。</p> <p>2 対象路線 (1) 認定しようとする路線</p> <table border="1" data-bbox="236 808 1418 958"> <thead> <tr> <th>路 線 名</th> <th>起 点 ~ 終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 道 第 8 8 0 号 線</td> <td>若王寺3丁目103-1~同103-9</td> </tr> <tr> <td>市 道 第 8 8 1 号 線</td> <td>若王寺3丁目103-19~同103-28</td> </tr> </tbody> </table>						路 線 名	起 点 ~ 終 点	市 道 第 8 8 0 号 線	若王寺3丁目103-1~同103-9	市 道 第 8 8 1 号 線	若王寺3丁目103-19~同103-28
路 線 名	起 点 ~ 終 点										
市 道 第 8 8 0 号 線	若王寺3丁目103-1~同103-9										
市 道 第 8 8 1 号 線	若王寺3丁目103-19~同103-28										

市道路線の認定図

別図



<令和3年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第46号	所 管	道路維持担当
件 名	工事請負契約の変更について（港橋耐震補強（その2）工事）				
内 容					
1	<p>変更理由</p> <p>鋼矢板仮締切内から掘削した土砂について、橋脚の耐震補強後に埋め戻しを行い、残余となった土砂を処分する際に、その成分を分析したところ、鉛及び油の混入が判明したことから、処理業者がそれらを除去するために必要な費用を増額するもの。</p> <p>また、賃金等の急激な変動により、尼崎市工事請負契約第26条第6号（いわゆるインフレスライド条項）に基づき、契約の相手方から契約金額の変更について請求を受けたため、相手方との協議を経て、契約金額の増額を行うもの。</p>				
2	<p>契約の相手方</p> <p>尼崎市崇徳院2丁目55番地</p> <p>株式会社鍵田組 代表取締役 鍵田 智嗣</p>				
3	<p>契約金額</p> <p>変更前 539,083,900円</p> <p>変更後 567,129,302円</p> <p>増 額 28,045,402円</p> <p>（※ 金額は消費税等相当額8%（増額分については10%）を含む。）</p>				
4	<p>契約工期</p> <p>平成31年3月8日から令和3年3月20日まで（変更なし）</p>				